

戦後経済の復興と組合民主化運動

神 林 章 夫

目 次

はじめに

- [1] 総同盟左派と民主化運動
 - (1) 総同盟の左派と右派
 - (2) 民主化運動と政治組織—総同盟“右派”
 - (3) 政治活動委員会 社会党=民同ブロック
- [2] 民主化運動 その主体形成 1948年
 - (1) 生産斗争と経営組織
 - (2) 業種別組織と労働組合—大金属をめぐる
 - (3) 生産斗争の論理, 賃斗と生産斗争
 - (4) 賃金三原則と生産斗争の論理
- [3] 戦略の展開 1949年
 - (1) 戦略展開の起点—九原則—
 - (2) 産別民同と総同盟左派
 - (3) 経済再建中央会議—運動の組織
 - (4) 経済独立運動—国民運動
- [4] 総評結成 1950年
 - (1) 戦線の整備
 - (2) 労働組合統一合同—産別整理・組織改革
 - (3) 全面講和—講和条約締結と経済自立

はじめに

高野実氏の手になる整理ファイルの一つに「1949年12月」と表記したものがあつた。これは、サブ・タイトルに「ファイブ使節団の経済復興案, 九原則 単一為替, 第三次吉田内閣」とあり、「48年・12月」と訂正せねばならぬも

のであるが、この12月を特記した氏は、これを運動史の転換点として把握しようとしたのであろう。翌49年1月の選挙では共産党の進出、社会党の凋落が目立つが、これを後からふりかえれば、産別会議・共産党が、その力の頂点をきわめ、以後降下線をたどり、主導権を失っていく転機でもあり、産別にかわる労働運動の主流の形成が、この時期相前後並行していることは、容易にみてとれるのである。組合民主化運動は、産別・共産党と激しく対立してすでに一年を経過、その中心産別民同は、新産別の結成にむけ準備を開始し、他方、総同盟第三回大会（48年10月21～24）は、総主事に高野実を選んで、総同盟左派の存在を明確にしていた。この時期を出発点として、高野氏の戦略構想は、49年10月、総同盟・新産別即時合同の提唱、50年、総評結成へと具体化していく「この段階で総同盟解体を前提とする総評を軸とする統一戦線が整理された形で、提起される。これまでと違う悠大な統一戦線の構想」と書き遣されている。¹⁾ この総評は51年3月第二回大会で、平和四原則を採択、講和条約締結をめぐる政治諸勢力の対抗の中で、全面講和を要求する国民戦線の中軸を担ない、52年には、労働ストを打ちぬくのであるが、これが“総評を軸とする統一構想”の内実となる。高野氏の表現を借りれば、「占領軍の撤退した日本における労働者大衆の地位権利の確保、これをめぐる保守・革新の戦いを予想して、統一合同された真の民主勢力の大結集」となる。この“構想”は、多分に歴史を後からたどる、“構図”といった方

1) このメモ書きに関しては、「故高野実氏所蔵文書の整理」神林章夫（1976、信州大学経済学論集10号所収）参照。

が正確かもしれないが、「予想して」という言葉を無視すれば²⁾戦後史を大づかみにする、異論のあまりない「構図」となろう。いいかえれば、戦後史の画期をなし、以後の政治・経済の骨組をあらわにした52, 53年は、その転機を、48年の12月にさかのぼって確認することができるのである。問題となるのは、この構図・構想に「総同盟の偉大な…」というように、総同盟のという形容がついていることであろう。この点に関しては、さしあたり次に言える。独立直後の日本にあって、敗戦—占領からの「解放感」を組織し、戦後の労働運動の蓄積をそこに集約し得た力——主体の形成を考えてみることである。それは、レッド・ページから、50年分裂の深傷を負い、なおも「軍事行動」に固執していた産別＝共産党の流れとは、自己を区別せざるを得なかったのではなからうか。産別＝共産党にかわるという意味では、「総同盟の」という形容は、誰れも否定できぬはずである。更に、産別の流れの中に生まれ、民主化運動の主導権をにぎった——産別民同、新産別が、運動の主流となり得なかった事実も強調されてよい。新産別「二十年史」は、これをふりかえて、次のように述べている。

また一方、視点を変えて、総評はなぜ「民主的戦線統一」に、ともかくも成功したのか、ということも、あわせ考えてみなければならない。ここでも「国際間の非情な政策」が第一にあげられよう。新

産別が執拗に抵抗したのも、このためであったし、その意義は没しえないものがある。

だが、それにしても、この「非情な政策」が成功するこめには、それなりの客観的条件がなければならぬはずである。それは産別会議・全労連の崩壊後、「産業別組織の再編、結集」という時代的要請が、「総評を軸として」求められていたということである。

この点、「総同盟・新産別の提携を軸とする戦線統一」には、一定の限界があったのである。それは、伝統を誇る総同盟さえも、みずから解体しなければならなかったという事実、戦後の条件に即応せざるをえない新しい情勢の動きがあったのである。

総同盟左派はそれに乗りうつり、新産別はその圏外に立った。そこには、いうまでもなく両者の組織的条件の相違があった。そして、それは最大の要因でもあった。けれども、ただそれだけではない、ある精神的な伝統ともいうべきものが、当時の新産別にはあったといえよう。(新産別の二十年・Ⅱ・P.465)

“ある精神的な伝統”それは、産別・共産党をつくりだした戦前からのものである。この意味でも、運動の流れの交代、産別、産別民同から総同盟への主流の交代が強調されねばならないのである。

以下、この小論は“構想”の戦後史にしめる位置を確定して、この“構想”を下から支えた労働運動における主体に言及しよう。(以下敬称は略する)

2) 「予想」という言葉や、「総同盟の」という形容は、高野実その人の口から発せられるとすれば、あまりにも自己を正当化するものとして、非難をあげるものかもしれない。しかし、その構想に関する評価は、次の清水慎三氏の表現に要約できるであろう。

「ともあれ、この三ヶ年半は(48年から51年末まで)、高野が労働戦線統一をその戦略の最重点におき、その障害となったもの、なりそうなものは蛮勇をふるって踏みじり、権謀術策、手練手管のすべてを行使してはらいのけ、ひた走り突走った時期である。そこには、高野の生涯の他の時期には見られないダイナミズムがあり、変り身の早さがあり、高野ほんらいの思想と斉合しない発言があり、行動があった。」(高野実著作集第二巻'76年 p545 解説)

[1] 総同盟左派と民主化運動

(1) 総同盟の左派と右派

総同盟左派が、世間の注目をあつめたのは、48年10月、総同盟第三回大会で高野実を総主事に選出、公然と右派に対決、総同盟の脱皮、民主化を主張して以来のことである。それまで、総同盟内の左右の対立は明瞭な形をとっていない。これを後の高野の表現をかりれば、経済復興会議の時期、47年10月を頂点に“混乱”“戦略を見失う”ということになるが、それは左派の独自性がなくなっていたということに他

ならない。¹⁾ 48年2月「経済再建と組合民主化運動」と題する小論で、高野実は、次のような戦略的構図を提起していた。

この小文をつづっている2月7日では、まだ、確然たる全国的組織とはいえないけれども、電産、全通、をはじめ、全組合の間に夫々正規の組合機関のほかにも全国的組織が出来たり、会合が催されたりしているばかりか、その勢のおもむくところ、事態は、産別会議の内部に、産別会議という組織の民主化を要求する原子爆弾が投げかけられようとしているのである。

敗戦3年にしておこった労働運動の間の労働組合民主化のさげび、これにこだまする労働組合勢力は、必ずしも、新たな日本経済再建のための中心的任務についての、おおよその見解の一致点に立っているわけではないけれども、労働組合民主化運動の性格として暴力革命方式をとることはないのである。それ故に、統一された建設的労働組合勢力となる。

もし、この勢力が、国鉄総同盟のほか私鉄総連をはじめ多くの中心勢力をつかみ、産別会議の太宗たる電産全通などをはじめ凡ての建設的勢力を統一しうるならば、そして、明快な綱領をひきさげて、日本経済再建の方策を提示するならば、その時には、経済復興会議の生産復興実行本部の運動と相俟って、この二本の線、この二つの鍵によって、日本経済再建の大道をつくり出すことが出来る。(「自由国民」, 11号所収, 昭和23年3月10日発行)

二つの線の中の一つ、組合民主化運動は、産別民同の旗上げ以前、総同盟右派の主導下にあった。これを「資料・労働運動史(労働省編)」(昭和23年)は、「抑々総同盟において、この運動の主力となったものは反共の牙城として当時名のきこえた金正米吉氏を中心とする総同盟大阪府連で。」(p.574), と解説し、前出小論掲載の「自由国民」は、金正＝高野ラインの存在

にふれて、次のように高野実を描写していた。

その高野実はやはり議員病患者でなく組合運動に専心した点では総同盟には珍しいタイプで、そこが金正とウマの合うゆえんかも知れない。彼は原総主事の下で河野平次と並んで単に主事ということになっており、いはば書記次長の格になっているわけだが、さらに組織・宣伝部長を兼ねており、総同盟の理論的指導者、運動方針の起案者、対外的スポークスマンとして唯一の人物である。その意味では彼に匹敵するものは総同盟内部には見当たらないし、早大時代晩民会で鳴らし、また古い労農派でもあり、さらに全評系の闘士として戦前数回入獄もしてきた。だからもともと左派として戦後総同盟に参加してからも、松岡や金正とは一線を劃していた筈だったが、片山内閣の成立前後から次第に右旋回を示し、労資協調の理論づけに一役を果す立場になった。彼の構想になる経済復興会議やヤミ撲滅運動が産別の批判を浴びたのはそのためであり、最近組合民主化運動を提唱して反共運動の理論的指導者になった。村夫子然として人間的には実にいゝのだが、かなり偏狭なのが欠陥であり、彼なりの烈しい野心はあったわけでそれが現在のコースを辿らせたのである。(前出「自由国民」, 「主なる労働組合指導者」より, p.106)

そして、注目してよいのは、総同盟が、国鉄反共連盟の旗上げに引き続いて、戦前右派の旗印“三反主義”をこう然とかかげたという点であろう。これは、戦後民主化、戦争責任の追求という“時の流れ”を考慮すれば、“三反主義”にまといつく戦前の産業報国翼賛政治のイメージをいとうことなく、復活した点で画期的なものといつてさしつかえない。その点でも金正＝高野ラインのある、なしにかかわらず、戦前から、この右派のスローガンに対立し、独自性を主張した左派の存在は影がうすいといわざるを得ないのである。²⁾

次いで、総同盟は、産別民同の旗上げに呼応して、全労連脱退、経済復興会議解散にむかうのであるが、ここでは、先の高野の「日本経済再建の大道」その一つの鍵が、姿を消してしまうのである。ここでも左派の独自性がなくなる。

経済復興会議の解散に関しては、会議議長鈴木茂三郎と高野実の意見のわかれるところであるが、鈴木への逡巡が、何を理由とする

1) 総同盟左派の戦略構図とは、政治勢力の結集と経済復興運動を、組合運動の領域と結びつけて設定し、この外部の領域に主導権をとることによって、組合運動の統一を確保しようとするものであった。これは、一方での国際的・国内的な政治諸勢力の対立の激化と、他方での経済復興運動の行政ベースへの集約のため独自の領域を確保し得ず、組合運動の本来の領域への後退を余儀なくされていた。「高野“構想”と経済復興会議」神林章夫, (1977, 信州大学経済学論集, 11号, 参照)。

か判然としない。³⁾しかし、総同盟が、解散の理由として、世界情勢の変化、「マーシャルプランの実施」、「これをかく乱するコミンフォルムの援助」(総同盟第三回中央委、'48. 6. 19. 「経済復興会議再建について」)をあげ、経済復興を妨害する共産党の排除を主張するのは、組合民主化運動の提唱以来一貫している。これは、組合民主化運動と経済復興会議の存続と二者択一を迫まっているのであり、先の高野の「経済再建の大道」のあいまいな論理をつく結果ともなっている。ただし、世界情勢の変化はともかく、産別は前年11月「生産復興の大方針」をかかげて、経済復興会議の運動に介入しはじめたばかりであって、これを「経済復興の妨害者」とするには、事実の経過を待つ以外にはなかった。例えば、この方針を産別機関紙「労働戦線」にみれば、「地域斗争の方法で展開する。」(労働戦線 No. 61, 47年11月26日)と

2) 「執行部から提案した『労働組合民主化運動に関する件』は、かねてから総同盟の一貫した指導理念である反資本主義、反ファツツシヨ、反共産主義のいわゆる『三反主義』の見地にたち、ひろく全国の労働者に呼びかけて、民主的な結合体をつくらうとする方針をうちだしたものである。具体的には民主的な労働組合運動を破壊する共産党の方針を排除し、友愛と信義に立脚した『労働組合民主化連盟』を組織することを提唱したもので、わが国労働組合の民主化運動に大きな影響をあたえたことはいままでもない。

しかし、戦前、戦後を通じてマルクス主義の影響を強くうけてきたわが国の労働運動には、依然として共産党排除を罪悪視する傾向がのこっており、総同盟の中央委員のなかにも、この運動に批判的な立場をとるものがいたほどであった。」(総同盟史 第三巻, p. 404)

3) 「反解散派としても実際上解散する場合のいろいろな困難な問題についてはこれを認めている。解散により事務局の職員の其の後の生活の問題等いろいろ考えなければならぬ解散派の郷司幹事も解散派としては従来28日の中央委員会をもって経復は事実上解散したものと主張していたが、これは鈴木議長の解散宣言によって始めて経復の解散が実現するものであることを自ら承認した。しかし鈴木議長は解散宣言を行わぬと言明している。」(資料労働運動史, 昭和23年, p. 525, 「経済復興会議統一に関する公聴会, 中原幹事の報告」)

あり、これが全通・国鉄の斗争を経て、1年後の48年11月の大会で「職場斗争から人民斗争へ」と、いわゆる「地域人民斗争」になっていく。これは「あらゆる職場斗争をもりあげるとともに、さらに広範な地域人民的諸要求を有機的に生産復興斗争に結集し、権力斗争に組織する。」(労働戦線 No. 133, 48年11月26日)というもので、「労働組合の権力斗争への動員」と非難されたものであるが、これを48年前半に予測することは不可能であり、当時であってのためにする批難ともいえた。高野にとっての選択は、総同盟左派として、反対派の存在を許さない産別主流への見限りであり、産別民同への支援であるが、こと復興会議に関する限り、産別が、復興運動に積極性を示しはじめたのが問題なのであって、復興会議の事務局を産別側に握られ、会議の存続か、民主化運動かの二者択一をせまられたのである。これは産別側の会議解散後の追撃が実証している。経済復興会議改組世話会「経復会議一部幹部の不正事実につき労働者諸君に訴える。」の中見出しをあげれば「生産復興運動本部に対する政府補助金をめぐる不正行為」、「ヤミ撲滅政府補助金のサギ行為」、「食糧確保で暗躍」、「帆足幹事長等経復の資金を流用」とあった。⁴⁾

(2) 民主化運動と政治組織—総同盟 “右派”

総同盟左派の独自性は、経済復興会議解散とともに色あせ、民主化運動の中では、総同盟右派の“三反主義”に産別民同が対していた。産別民同は、その発足の声明で“反共ではない。”ことを強調している。

吾々の実践の目標は一に労働法改悪反対、資本家の組合御用化反対、政党の組合支配排除にあると共に相手にも責任を要求し、自らも責任をとるところの生産斗争である。吾々の運動は所謂反共ではなく産別会議は全組織を民主化する為、一切の自由な組合をして一大陣列を結集し民主的統一戦線の実現へ巨大な一歩を踏み出すものである。

これに対し、“反共であるかないか”を民主化運動の踏絵のように扱う総同盟の立場は、内部の左派と産別民同との連けいに歯どめをかけようとする。或は、左派にその立場を鮮明にすべく迫るわけである。たとえば、先の産別民同を評して、鍋山貞親は次のようにいう。

提唱者たちの主張によるとこの運動はあくまでも組合運動を民主化することに目的がありけって反共ではないという。労働組合を反共か容共かというごとき思想的もしくは政治的ラインによって分つことの不当を強調し、闘争をもっぱら現在の共産党の

- 4) この“不正流用”という産別側の告訴に対して、総同盟は冷淡な態度をとった。高野自らが病をおして中央委員会に出席、これを弁明する有様であった。総同盟右派と左派の対立があらさまになるのは、この告訴事件をきっかけとする。

総同盟史は、左右の対立を、48年の10月第三回大会からその以前にさかのぼって「社会党では左派の鈴木茂三郎らが、片山哲、西尾末広らの右派から指導権をとるために派閥工作をつづけて、総同盟では主事の高野実らが中心となって右派から指導権をとるために必死の裏面工作をつづけていた。」(総同盟史 第三巻、p.430)とし社会党左派と総同盟左派のブロック形成を示唆しているが、この対立の図式は、「戦前からの対立をそのまま戦後にもちこんだ形で、戦後にまとまって一つの組織を結成したときから、問題のあるたびに意見の食い違いがおこっていた。」(総同盟史同、p430)というものであり、この点は、後からふりかえってみれば、そうなるという整理の仕方ではない。事実からみれば、当時は反総同盟の産別機関紙労働戦線が“総同盟左派=社会党左派”を宣伝して、次のような記事をのせていた。

「五者会談というのは、民同発生の前日加藤勘、鈴木、有沢広巳、高野、細谷の五人が、太陽生命ビルの地下室かどこかで会って民同旗上げ興行について話しあい、加藤勘入閣にあたって大衆をもたない右往左派の基盤になることをひきうけた会議である。」(労働戦線、48年12月1日“民同は裁かれている。”)

又「裏に躍る人々」(労働四委報 2、労働通信社、昭和24年刊)では、「産別民主化同盟と加藤労政」のみだして、加藤、細谷、喜田の連けいプレーをあげている。人脈をたどっての話は、それなりに出来すぎており、これは、事実——民主化運動——の評価から、逆に導かれるたぐいのものといわざるをえない。対立すべきものが対立せず、連けいしているはずのものがそうではなかったという、混とんとした状況というのが事実であろう。

組合指導方法に向けている。見ようによれば、共産主義及び共産党のより強力な発展のために、現在の党主脳部に対し痛烈な反省を要求しているだけにとどまるとも考えられる。すなわち共産党から除名された有力者の単なる粛党運動ではないかという誤解が生れる所以である。……(中略)

ところで、反共の争点を抽象的な理念でなく現実具体的政策に求めるとすれば、何が中心的題目となるであろうか。ここに生産闘争の問題がうかび上ってくる。すなわち生産闘争をしんげんにとり上げられるか否かが問題のわかれ目である。産別民主化同盟は当初の提唱においてフラクション排撃に主力を注ぎながら、なお生産復興の闘争について政府や資本家の責任を追及するだけでなく、労働者自らもその社会的責任の自覚に立ってこれに当らねばならぬことに言及している。これはきわめてだいじな提言だ。事のついでに触れざるを得なかった程度の言及であるが実はもっぱらこのゆえにこそ共産党フラクションを排撃せざるを得ない事情にあるのである。(鍋山貞親、昭和23年10月「生産斗争と労働組合」、55～58p、労働民主シリーズ 13集、所収)

産別民同の当初の声明“生産斗争の強調”を「事のついでに触れざるを得なかった程度の言及」と皮肉りながら、“組合民主化”“生産斗争”“反共”を等置し、結びつけ「組合民主化は反共である」という結論を導くのであるが、ここには、経済復興の妨害者、共産党という断定が前提となっている。この時点で、共産党への評価は、異なってくるのは当然であるが、しかし事実としてこの経済復興に対する共産党の方針が不鮮明であればある程、組合運動における主導権争いは、外から人為的に中にもちこまれる以外にはなく、民主化運動をめぐる争いは、たんに、反共であるかないかを争うことにつきてしまう。これも又、論理以前のリアルな認識といって差しつかえない。互いに相手の背後にある党派を想定して批難しあう形となる。いいかえれば、産別民同にむけた批判は、政治党派の選択をせまるという意味で、経済復興運動に主力をおき、政治的運動により受身な、総同盟左派への批判にもつながるのである。これは、以下の三田村四朗の批判に鮮明にでているであろう。

民主化運動の一番の弱点はこの政党との関係である。というのは、共産党フラクの活動を排除する事は、共産党を否定することにはならないが、共産党の革命戦術に反対する事である。従って労働組合だけの力で解決できる問題でない。党と党との争いによってはじめて解決される性質のものだ。これ民主化同盟が政治団体の如き傾向を帯びる所以である。「共産党が組合を政治目的のために利用する」のがいけないと排撃しながら、おのれもまた本来政治的な闘争を「組合の名によって」やっていると事なきや？ この点は謙虚に自己批判の要がある。

なぜそういう事になるか？ それは共産党に対抗し問題を解決してくれる強力な政党がない事が第一。第二は民主化同盟や所謂中立組合の指導者には政党所属の明確でない人が多い。労働組合の指導者が政党に加入していないと、意識すると否とを問わず、結果に於て労働組合をもって政党の行うべき活動を代行せしめる事になる。それを避けるために研究会、教育同盟、何々会といったものを作るのであるが、然しそれでは公然の政治活動にはならぬから必然にセクト的な動きをする。即ち労働組合を動かしてグループで決定した意見を実現しようとはかる。

共産党フラクの活動があのようなセクト的陰謀的、二重支配的なものになるのも、やはり共産党独自の公然たる政治闘争がないからである。労働組合の民主化および自主性の確立は政党の活動を旺んにする事と不可分の関係を持っている。故に民主化運動の指導者諸君は卒先して政党に加入し政党活動を活潑に遂行する事が必要であろう。 —昭和23. 3. 20— (三田村四朗「産別民同を批判する」, 「さみだれ戦術の解剖」所収, 民労シリーズ 第一輯)

組合民主化運動の特質と、その内部の分岐は単に“反共か、反共でないか”という点にあったのではなく、むしろ、政治党派との関連、そこでの積極性、消極性にあった。しかし、消極性への批判が、批判として意味をもつとすれば、選択の対象としての党派が姿を現わすからのことである。ともかくも、右派が分岐の先端を切ることになる。後に、独立青年同盟として、その一角が姿を現わすが、これに直接結びつくか否かは別として、当時は次のような川崎堅雄の主張“民族主義”の強調にその表現をみることができる。

「フラク活動の排除の形をとって出て来た組合民

主化運動は、右の如き共産党の政治的意図から出た破壊的な斗争の連続に対する大衆自身の本能的反発を基底として、盛り上ったものであり、この大衆自身の本能的反発に方向と統一を与えて、これを労働運動の主流たらしめるところに民主化運動の目標がある。生産斗争の全面的、統一的推進がこれである。

生産斗争の推進——言葉は簡単であるが、これには色々な意味と内容が含まれている。民族の復興、解放と建設革命と生産斗争とは一つの独自の思想と実践との系列である。それは、階級至上主義と暴力革命とストライキ斗争至上主義とが一つの思想的、実践的系列であるのと同様である。

民主化運動の盛り上りは、わが国労働運動の生産斗争主義の方向への主流転換の開始を意味すると同時に、民族主義的革命コースの労働者階級の前進開始を意味する。新なる革命の党、民族革命の党への独自の政治的コースも、この運動の発展の中に広汎にして有力な現実的基盤を与えられるであろう。

—昭和23. 3. 29—(川崎堅雄「フラクション問題の検討」, 「労働運動」所収)

(3) 政治活動委員会 社会党=民同 ブロックの形成

党派の争いには党派をもって対決せねばならない。——この論理と一線を画するものを、当時の総同盟左派に求めるとすれば、経済復興会議の後遺症・戦略のそう消、混乱を指適することになるが、選択の対象を自己の運動領域外にみている限りでは、その消極性は、戦後一貫したものがあつたといつてよい。とはいえ、右派の論理、リアルな現実認識と予測は、当然のように左派を政治の領域にあるものとして扱い、事實はそれを裏付けることとなる。共産党に対抗する運動の論理は必然、合法性をかかげて議会内に共闘の場を求めることとなり、社会党との連けいを深める。民主化運動の各組織的な連合は総同盟の全労連脱退“民労連結成”の提唱から、労組民主化懇談会を中心に、全国労代会議、全労会議へと進展するが、運動の中心は、7月22日のマッカーサー書簡をきっかけとする“公務員法改正”であった。民主化懇談会と社会党政務調査会との間に公務員改正問題をめぐ

っての連絡会議がもたれたが、そこに於て、全国の労働組合の民主的勢力を糾合し国会斗争に全力を集中すべきであるとの意見の一致をみ、「全国労働組合公務員法対策委員会」がつくられることとなる。⁵⁾ 公務員法改正というG・H・Qの強行策は、産別が主張するように、片山・芦田内閣を通じての政策の基調——賃金統制と資金撤布——を全官公の賃金斗争抑圧によってはたそうとするものであり、又全通・国鉄の民同派の活動を援けるものであったが、書簡の効能を“産別・共産党対策”に限定するためには、行政施策への介入が必須のものとなる。社会党と民同のブロックが公然化し、国会という舞台で、既得権の防衛をはかろうとする。他方、産別も又、書簡への批判を回避し、政令の手続きを合憲か否かという点にしぼって批判し、共に共通の会法舞台で争う姿勢をとった。産別が“政令は極東委員会の六原則に違反し、法律上は新憲法をじゅうりんする違憲の処置であり……”⁶⁾ といえ、他方民主化運動は、占領軍の政策——戦後民主革命推進——を当然のこととした上で、共産党の“焦土戦術に対し苛借なく闘う”と応じゅうする。

8月、産別民同全国実行委員会重要決定事項は、「国家公務員法問題」について、次のようになっている。

- (1) 7月23日発表の民同声明を確認し、マッカーサー元帥書簡が出るに至ったことは民主化運動の不徹底にも原因があり、われわれとして深く責任を感じる
- (2) 従って国家公務員法改正をめぐり既に産別会議中心に開始されつゝある無謀な地域人民斗争や、民主民族戦線の旗をかゝげる植民地化反対斗争の焦土戦術に対し苛借なく闘う。このためゼネスト・人民大会等の計画を粉碎する

5) 民主化運動特別委員会議案、総同盟48年9月10日に、高野実のメモ「民主化運動の中心課題であった公務員法改悪をめぐり、一段落すんだところ。降伏文書、ポツダム宣言、十六原則等を附記して、現段階をしめす」とある。

6) 調査資料(産別) No.70「政令をめぐる二つの見解について」、No.66「政府の違憲行為を粉碎せよ」

(3) われわれは国家公務員法改正に対し議会勢力に対してその階級の責任を要求し民主的方法で闘う。これを楔機に労働組合の政治活動委員会を設置する

(4) われわれは真に民主的な組合のみが今後の労働法改悪、今回の国家公務員法改正についても闘うことのできる組合であることを認識して、この際断乎として民主的労働組合の連合体の結成に進む(48年8月20日)

注目されるのは、産別民同が8月この時点で、「労働組合の政治活動委員会の設置」を主張したことである。それは、党派の対決という色彩をおびた「民主化運動」の性格を認めざるを得なかったことであるが、単に共産党との対決という地点にとどまらず民主化運動内部での主導権争いを公然化させることになった。昭電事件(9月)をきっかけに、政治活動委員会の社会党への“介入”が活発となり、社会党の左右の対立と民同運動内の左右の対立が、結びつくことになった。国会共闘は、分散した社会党左派の再結集の場となり、この社会党左派と民同“左派”とのブロック形成の端緒となるのである。これは、総同盟側からみれば、社会党内部の抗争が組合内にもちこまれることに他ならない。先の総同盟史の叙述(前出注4参照)“西尾除名問題”をめぐる社会党左派と総同盟左派の“裏面工作”がこれにあたる。ただ、ここでは依然、総同盟左派の社会党問題に対する“消極性”を強調しなければならぬのであって、それ故に社会党の政治活動の中にまるのみにされた総同盟右派幹部への批判、日常活動の不活発さへの批判、組合活動の独自性の強調が左派への期待と結びついて、左派抬頭の大きな要因となっていく。総同盟第三回大会の評に、次のような「脱皮の態勢なる」というのがある。

運動方針書に対しても徹底的な検討が加えられ、それを全面的に書きなおすことにした如き異例のものである。とくに全体の構造が戦闘態勢に欠けている点が強く指摘されている。政党との関係については原案に「まづわれわれは社会党に入党し」とある点が指摘され総同盟は社会党の機関ではないとの非難が強かった。新たに設けられる政治委員会によって独自の政治運動を展開すべきことが決定されてい

る。さらに産業別にそう中央集権の確立、民主化統一戦線の促進などが強く要望された。

かくて幹部独裁主義に対する不満は、民主化コースへの強い指向となって現れたものであり、左派がその時流にのったことが看取される。まだ全体としての右派の根は強い。それだけに左派の線が確定するにはなお非常な努力が必要であろう。(「総同盟の舞台裏、大会記者席から」労政時報 1026, 11月5日号)

政治的活動領域における消極性、戦略の消失が、かえって左派を支持する運動の脈をほりおこす結果となった。左派の背後にみられるのは右派の予測したような“大衆”ではなかった。“党派性の確立”と“その優位”を信ずる“大衆”の存在はなく、逆に党派性に批判的な潮流があったのである。

〔2〕 民主化運動 その主体形成

—1948年—

(1) 生産斗争と経営組織

総同盟内部での幹部独裁批判“民主化運動”のひろがりを見る場合、民主化運動がたえずくりかえし強調した生産斗争をみないわけにはいかない。

経済復興会議が、生産復興実行本部を設け、その本部長に高野実を推し、運動を開始したのは、47年の11月であった。これは、民主化運動とあわせて“二つの鍵”となり“日本経済再建の大道をつくりだすもの”であったが、運動は企画倒れに終り、復興会議は解散におこまれた。この時期生産斗争という言葉が、ひんぱんにつかわれるようになり、これは、経済復興運動にかわって、経復会議解散後も存続することになる。そして、民主化運動と並行し、あるいは、運動の内実として生産斗争は、位置づけられていったのである。総同盟は、48年初頭「今年の課題」として、生産斗争の遂行をあげ「労働組合の多くは、賃上げ斗争のみによっては、すでに賃上げの限界に達し、これ以上は生産増強以外の道がないことを体験しはじめた。」(総

同盟機関紙「労働」48年1月2日)として、依然、片山内閣の賃金ベース釘づけを弁護するわけであるが、賃上げ斗争と結びついた生産斗争というのが、実情であった。たとえば47年12月、炭労「斗争方針を確認、まず生産斗争に突入」という見出しで総同盟機関紙「労働」は次のように報じていた。「①連盟の再考慮の最後の期限は十二月一日午後一時とする。②回答なき場合は、一六日まで、生産斗争を起し、100%入抗、100%増産を行う、これは世論喚起の上にも重要で今次斗争の成否をかけるものであるからこの方針を乱すものは組合規約により処分する。」(「労働」, 47年12月5日)。これは、賃上げ要求と同時に生産増強運動に入り、生産斗争をストライキ斗争の前段とするものだが、賃上げ妥結と同時に生産斗争に入るというものもあった。「秋冷と共に賃上げ斗争を展開した組合員一万余は見事要求100%完遂成るや、涙の滲む賃上げ斗争腕章を裏返して、墨痕鮮やかに生産斗争と書いた。11月1日より四十五日間斗争形態はより高度の積極的平和へと切りかえられた。」(「労働」, 47年12月5日, “東洋レーヨン労組生産斗争にたつ”) 時期の前後の差異はともかくも、生産斗争、生産増強が、賃上げに結びつくものだという考え方は、共通なものがあるであろう。「この生産斗争は、原則として実働七時間以内の労働で目標を達成することを期し、高能率高賃金のスローガンの下にグングン生産は向上し、組合の要求する50%の賃上げも近く可能になるものとみられている。」(「労働」, 48年3月12日「堅田労組の生産斗争」)

さて、この生産斗争を考える場合、これは、経済復興運動が国民運動としての衣を脱ぎ、企業経営レベルで生きつづけたものといえてよいが、このレベルでは、総同盟の“経営参加”にせよ、産別の“団体交渉”の強調にせよ、労働組合の既得権の防衛が前面におしだされていた。既得権とは、労働協約に表現されるであろうが、制度としては経営協議会のあり方に表現され、労働組合はその形骸化——経営に対

する発言権のそう失——への対応に追われていた。48年3月、東京商工会議所は「健全な協賛協議会」を発表、日経連も又「改訂労働協約の根本の方針」の中で、経営協議会のあり方にふれ、いずれも協議事項を労働条件に関するものと限定して、協議会の“形骸化”への一方の圧力となっていた。経営の側からすれば、それは“経営権の確立”というスローガンに集約されるが、これは、経営の組織としての確立、労働組合との組織的分離を主眼としていた。多くの組合が、従業員組織として、企業別組合の組織形態をとり、経営と組合が、組織として二重にかさなり、経営協議会はこの二重組織の要の位置にあったから、二重とはいえ、ここに組織的な“けじめ”をつけるためには、協議会の処理がまず問題となるのである。これを組合のか側からすれば、二重組織の要を維持することによって経営に発言権を確保し、組合の既得権防衛の有力な支えにしようとする。この点では企業外に有力な支持基盤のない場合当然のこととしてよい。そして経営側による、経営協議会の形骸化が、労働組合の組織的な形骸化・形式化に、密接に結びついてくるのと同様、これに対する労働組合側の有力な手段として、生産斗争（生産増強運動）＝賃上げ斗争は、組織成員の参加を得て、経営＝組合の組織的な再生を保証するものとしてうかびあがってくるのである。

“経営権の確立”に対して、総同盟は主張する。「経営協議会を単なる要求機関に止まらせることなく、労働者が、労働の実践を通じて体得した経営の能力と生産の主体としての労働者の立場を経営協議会において発揮することによって労働者の地位を向上せしめ資本家の策謀を不可能ならしめるのである。資本家側が、経営協議会を単なる不平の処理機関に墮しめようとするが如きいんぼうに対しては、われわれ労働組合員は自覚ある行動によって、これを封絶せしめねばならない。」（「労働」、48年5月28日“資本家はなぜ経営権の確立を叫ぶか”）この場合、「労働の実践を通じて、体得した経営能

力と生産の主体としての労働者の立場」に注目ははらう必要がある。というのは、生産一般というよりは、“経理に明るい”という意味で、“生産の主体”たり得る労働者の立場が、生産斗争の遂行の過程できわだってくるからである。例えばある生産増強運動のレポートは「基本対策」として次のような事項をあげている。

「企業部門の強化、検査の強化、原価計算の強化、分止り上昇の強化、機械使用の一元化、整備部門の強化、標準部品の整備の促進、機動性ある製造形態の強化、設計技術・研究部門の再検討と製品部門との連絡強化、外注利用の検討、倉庫管理の再検討」¹⁾。生産増強運動は、組合既得権の防衛に、客体として動員される“対象”を生みだすだけでなく、経理の把握を生産計画に結びつける運動の“主体”をつくりあげていくわけである。これは、経営協議会の形骸化を補うという以上に、組合の再組織につながるか、経営の再組織運動につながるか——の分岐点にまで、運動をおしあげていくものとなるはずである。とはいえ、現実には、企業経営職場組織と労働組合の下部組織の密着から、職場規律の堅持と組合の再組織運動は切りはなれがたく結びつき、ここから後続する組合運動の担い手を輩出することとなった。後に、労組法改正が問題となる時、総同盟の主張に次のようなものがあつた。

「利益代表、監理監督者の加入を禁ずる。生産命令をふくむ解釈で、現場の伍長、組長までを除外すれば、日本の労働運動の役員は、ほとんどその禁令に該当することになる。該当すること自身が、日本の労働運動の会社組合的存在

1) 生産増強運動のレポート——生産復興運動本部の集めた原稿で、これを、週刊労働（労働省）に連載するために、その承諾を求めたガリ刷りの手紙がある。（高野実名）この手紙との関連はないが、他に全金の「職場に見る生産増強の争い」（48年12月20日）がある。横河電機、芝浦共同工業労組生産復興会議、扶桑金属、堅田鋳物労組のレポートが収録されている。引用はこの中の横河電機の「基本対策」である。

を意味するものではなくて、却って現場における仕事にあかいる、すぐれた技術者が幹部になっていることで、かくてはじめて当該労働組合が、組織力をふるって、経営民主化もおこなわれ、職制を通じて、生産能力を発揮しえたのであった。」(「労働」, 49年1月21日, 主張「労働法改正をめぐる反動性」)

(2) 業種別組織と労働組合—大金属 をめぐって—

生産斗争=賃上げ斗争をめぐって、産別・総同盟の見解の相違は、企業経営レベルではさして問題となるものではなかった。対立しているとすれば、工場・事業所の内と外の対立としてあるのであって、経営レベルのそれではなかった²⁾。この点では、工場外からの“摘発運動”に対しては、工場ぐるみの抵抗がめだち、産別対総同盟とは多くはかような対立の次元にあった。対立は、企業経営レベルをこえて業種別組織を舞台にしていたのである。何故、これが、対立の舞台となるのかは、そこに、総同盟・産別の支配をきらう中立系組織が集まり、連絡・情報交換の場とし、又、業界・経営者団体に対応、政府統制・配給機構の下部ともなっていたからである。総同盟も、産別も、そこでは、政治的立場を超えて、経済復興の主導権を争わねばならなかった。当然のように、企業レベルの生産斗争と結ぶ“生産の主体”が、個別企業のわくを超えて、社会的な発言力をつちかっていくことになる。

まず、業種別組織の二・三の実態にふれ、対立の様相をさぐることにする。

2) 産別は、外からの干渉を極力ひかえ、「単なるうわさにおどらされず全組合員の手により・・・、また他工場にある場合は、その工場の労組が先頭に立って摘発するよう正式に申し入れるあらゆる努力を続けること。」(「労働戦線」, 48年2月1日, 「組織的にやろう。産別摘発方針をきめる。」)と、大阪扶桑、久保田鉄工等総同盟大阪府連の民主化運動提唱のきっかけとなった不正摘発事件に“技術的なまずさをみとめる。”結果となっていた。

経済復興会議の解散後も、十四の業種別復興会議会の存続が確認されており、³⁾ 業種別の労資協議会を含めて、これらの組織の存続の意味は失われていなかった。発足時の原料・資材・資金の確保は、復興金融公庫の融資拡大を機に、ほぼ充足の見通しがつけられていたが、労務加配米等、労需物資の配給に対しては、業種別組織の発言権はかなり強く、その他に、労資協議の課題を中心に、労資双方とも、組織の存続に強い関心を示していた。これを総同盟機関紙「労働」の記事の中にみれば「造船労需物資官民懇談会」がある。「本同盟全国造船連合会では、去る三月十五日の鋼鉄船労需物資官民懇談会に出席、一. 新年度労需物資の配給方針、二. 重要労務者用品の需要調査、三. 重点主義に伴う鋼船労需物資の取扱い等について懇談した。すなわち、三重点主義とは、石炭・電力・輸送の三部門を指すもので、鋼造船は輸送部門で重要労務者としての取扱いを受けることになる。二十三年度の鋼造船の中心は、修理と小型貨物船におかれ、資金・資材労需物資が、手当される。」(「労働」, 48年4月2日) 又、業種別の“経営協議会”の例としては、紡績復興会議を挙げることができるであろう。「全織同盟さん下の紡績十社十六万人の組織労働者の最低生活をまもるために、紡績部会では、過般の紡績復興会議に賃金改訂案を提出、業者側の反対で、会議は二月一日休会となっていたが、十三日上野精養軒で再開され、労資双方の代表者間で白熱的討論が重ねられたが・・・」(「労働」, 48年2月29日, “紡績復興会議いよいよ最後の段階へ”)

さて、労働組合組織に目をむければ、総同盟における業種別組織の強化策が、目立っており、例えば、全国金属第二回全国委員会(48年3月15日)には、「森田常任(鉄鋼)古賀常任(造船)、佐竹常任(自動車)から組織について

3) 経済復興会議の再建について、総同盟第三回中央委、48年6月19日

の報告」があり、この業種別組織の強化という成果の上にならば、総同盟本部への申し入れ「業種別組織について」となり、これは「民主化運動の促進のために」と並ぶ重要なものであった。他方産別は、当時、大金属合同を唱え、傘下の鉄鋼・機器・車輛・電工の解体と、中立系の造船・電線・自動車・金属鉱山との合同へと動きを具体化しはじめた。これは46年、全日本機器が、金属の無条件合同を唱えて、総同盟、産別の主導権争いに一石を抗じた時点にはじまるが、⁴⁾ この時期は、総同盟が全労連を解体し、産別の影響から中立組合を切りはなそうとしたことから、産別の金属合同に拍車がかかり、4月、機器・全鉄労・車輛三産産による全日本金属労働組合準備会結成、6月、大金属合同促進地方代表者会議の開催となっていった。はじめは、まず産別民同が、これに正面から対立することになる。産別民同は、7月31日の第一回実行委員会で、“金属合同と全労対策”の中で、“看板のぬりかえ”を批難。「金属合同と全労連強化をさき、産別会議を解体して看板のぬりかえをやる政策が強引に進められている。これはすでに脱退した総同盟と、産別の左翼ぶん

4) 「金属の統一運動は中央における産別と総同盟との二つの陣営の統一に対する方針と動きに結びつきながらすすんできている。金属産業について産別会議は、はじめは小産別整理の方向をとり、機器・電工・鉄鋼・車輛と四つの産別労組が組織され、中立もまた造船・電線・自動車工業というふうに、これまた小産別に組織された。総同盟はこれに反して一つの金属産業組織にまとめるという大産別主義をとった。大産別主義をとったということは、総同盟にとっては別にむずかしい理由があるのではなく小産別毎に組合を組織する程の多数の金属労働者をもたないからに他ならない。この場合の大金属主義は機器労組が提唱したところの闘争組織としての大金属主義とは、その出発においてちがっているという事実を見のがしてはならない。このように一つの金属産業の組織労働者の組織が二分され三分されているという状態は組織を分割することになるところから金属産業の合同がとりあげられたのである。(斉藤一郎「労働戦線統一の諸問題」p.98, 48.11.5刊, 日本労農通信社)

どり主義に不満をもつ中立組合(炭労・日労・私鉄・造船・日教組)等をはじめとばしても、この際共産党の意のままに動く極左主義労働組合を再編せんとする努力である。これは産別傘下の各組合の分裂脱退傾向が表面化しているのを(機器電工の神奈川支部の全面的脱退の動き)、(日映演・進駐軍労組の崩壊)その原因をつきとめて、組合の民主化を通じて再建しようとして、従来の極左指導力を維持せんとしている政策にすぎない。」として、8月20日の全国実行委員会では、「われわれは、これを粉砕するために、産別内部ととどまって産別の民主化に一段と努力するが、新たに産別、中立を問わず、金属化学その他の民間産業の労働組合の要望にこたえ、新産別労働組合の結成運動を起し、これを基盤に民主的労働組合の全国連合体を結成する。」「(戦線統一に関する決定)より」と新産別結成への展望を明らかにして、10月には、全国機械工業労働組合準備会を発足させた。

これら両者の争いから、直接の影響をこうむるのは、総同盟の側では、全国金属であるが、“大金属対策”を主題とした7月14日の議案書は、⁵⁾ 単にこれを民主化運動をめぐる組織攻防戦と規定するだけでなく、“共同斗争への本能的要求”をみている。

「昨年六月以来、産別会議が中心になって、金属労働者の合同統一をめざす大金属合同運動がつづけられてきた。この運動は産別会議が電工とか、機器とか、車輛とかいうような狭い職種別合同組合をつくって来た結果、それだけでは、強力な組合斗争が出来なかった経験にもとづいて起されたのである。更に、総同盟・中立・産別の共産党フラクをつなぐ横の連絡をつくって、共産党的労働組合政策を強引に押しすすめ戦術的組織運動でもあった。

5) 高野氏の議案へのメモ書きは次のようなものである。
“全金第三回全国委の主題は(私の病中, 48. 7)『大金属』対策であり、各地各業種の労働運動を分析したあげく、彼らが、今更ら『大金属』を問題とする理由は、民主化運動のあらしを防ぎとめ、『産業復興運動』で、大衆の叛乱離脱を防ぐことにあった”。

そこで早くから大金属産別主義の旗の下に凡ゆる職種別労組を包含してきた全国金属にとっては、今更改めて、改組の必要もなかったし、共産党フラクの隠密の組織活動に禍される必要もなかった。所謂「大金属合同運動」を強く批判排撃してきた。

しかるに中立組合の間からも、総同盟・産別の平組合員の間からも金属労働者の大同団結を広い共同斗争に対する本能的な要求にもとずいて、無批判に所謂「大金属合同」をしばしば支持する事件が起っている。われわれはこれに対していかに対処すべきであるか。⁶⁾

当面する課題への対策は「日常利害や、労働者階級の中心斗争題目を積局的に、大衆的にとりあげていくなれば．．．」とあり、最後に「当面『大金属合同』に対抗するわれわれの側の中心機関は地方的な労働組合の民主化連盟であろう。この組織の強化によって、総同盟の中立組合、産別の民主化同盟の正しい共同斗争を進められる斗争を通じて、日本労働運動の主流がつくり出される統一戦線の大旗をたてられるであろう。これこそが大金属合同を粉碎して、新しい金属労働者の大同団結の道をひらくに違いない。」とある。この最後の部分に関しては、

6) 大金属“運動”を単に、民主化運動をめぐる組織攻防戦としない見解は、次のように経営労務の側にもあった。

「最近の労組運動における顕著な動きとして全国車輻労働組合、全日本機器労働組合、全日本鉄鋼労働組合の三単産の全金属統合を指摘しうるがその狙いが業種別労働団体のもつ斗争上の本質的弱体性を補強し更には統合的圧力によって対外的に資本を制圧し同時に強固なる組合の主体性を確立することにあつたことは言う迄もない。

業種別連合組織のもつ本質的弱点はそれが組合たるの主格を有する数固の単位組合の集合体であり、多くの場合斗争主体が各単組に還元される可能性が強く、然もそれが単一業種に限定されているために地域的に組織密度が分散していることにあるが、実際の斗争時において単一組織のもつ一体性を発揮し得ないことは、連合組織によっての大きな弱点である。(硫労連の変貌, 労政会報 15~16合併号, 48年10 硫安肥料工業経営者連盟労政課)

これから先“大金属”は、産業防衛斗争の中で、地域人民斗争として地域権力斗争に動員される。ここでの表現を借りれば「地域的に組織密度が分散していること」, これを補強するためのものとなっていた。

当時の高野氏の書きこみであろうか、「金属同盟又は、総同盟だけではなく、広く民主化運動でうけとめること。」とある。総同盟左派の消極性は、ここでも、産別民同＝新産別と対比し得るが、これは、総同盟大会に右派からの批難、「全日本自動車労組(中立)の組織にあたって、総同盟加盟組合を脱退させて、それに参加させた。」という“事実”とも符合するであろう。とはいえ、この消極さは、“効能”とは別のものである。産別民同・産別の大金属結成をめぐる対立は、単に組織のなわばりの確定という地点にとどまらず、経営側からすれば“業界”の再編・秩序の混乱であり、大金属運動への抵抗が、ここから生まれ、この意味で総同盟は、混乱のラチ外にあったということになるからである。10月11日全日本金属労働組合結成大会に関して、ある“概況”は、この混乱を次のように記していた。

先づこの大会に先立って行われた車輻、機器、鉄鋼の動きを見ると次のようである。即ち全国車輻産業労働組合は10月9日大阪聖徳館において発展的解散となさんとしたが有力なメンバーの反対的行動に阻まれて10日に延期し、10日には一応解散の手続きを終って全金単一組織への参加の態勢を整えたのである。全国車輻産業16労組の内川崎車輻その他の数単産は不参加を表明し、数社は参加不明であって参加確実なものは数社に過ぎない。参加を表明したものの中にも日立製作笠戸工場労組の如きは次のような条件付参加である。

- (1) 単一に進むが実質は連合体をとる
- (2) 統一賃金、統一協約は暫く見送る
- (3) 業種別単一化への促進
- (4) 業種別斗争体系の確立
- (5) 当面は企業体斗争を重視する
- (6) 政治斗争は第一次目的としない
- (7) 革命主義であってはならない
- (8) 金属として産別を将来脱退する

このようにして一応は参加の態勢を整えたが実質的には相当数の脱落単産が算えられるので車輻の参加ということは非常に意味が薄れた感が深い。これには車輻工業経連の存在意義が明瞭に理解出来るのであって、過去の斗争経歴の中にこの間の事情がうかがわれるのである。

これに反して機器は、未だ経営者陣営の確立がなく、単一組織の強固な組織体としての活動実績にも

のをいわせて、10月10日の高津中学校における解散はむしろあっけなく済み、全面的な全金労への合体が行われたのである。

鉄鋼は更に経連の実力を考慮に入れてか、11日から結成大会の終る日迄の空白の時間を回避するために、大会前には解散の手続きを採らず、これは大会後の15日に持越すという態勢で大会に臨んだのである。(労政時報、1028号、昭和23年11月19日)

業種別組織は、一方で、民主化運動を軸とする主導権争いと、他方で、経営権の確立、業界の秩序維持に腐心する経営者と三どもえの中にあるが、大金属合同運動のまきおこす混乱は、業種別組織そのものの存続の基盤が未だ強いものがあつたことの証明でもあつた。それは、当の“業種別組織解体”の産別内での足並の乱れに現われている。その代表例が鉄労協であろう。鉄労協は、経営側の復興会議解散の動きに抗して、50年3月まで、鉄鋼復興会議を維持するが、この業種別組織を背後に、組合連合の単一化をはかつていた。これは、大金属運動の進展にもかかわらず、一貫したものであつた。48年9月4日の「活動方針再検討の件」(全国労協 第61号、中央委員会資料)は、次のように、なつている。

「労協の活動方針は鉄復会議を通じこの労働戦線の統一であつた。しかし、いまわれわれの当面している鉄復の段階はこれを通じて労働戦線の統一を期待しようと思えなくなつた。われわれは卒直にこの現実を見なければならぬ。そしてこの現象は急速に強化されてきた資本家の反攻・権力による労働運動圧迫の露骨化と照応してみることではっきりとつかむ必要がある。われわれの対策と方針はこの全般的状況に対処して考えなければならないであろう。組合活動に対する圧迫の強化に対してわれわれのとるべき道は、まず団結の強化、すなわち、自らを強めることをおいてない、実力のみが自らを守る。真の統一戦線はそこから生まれ出るべきもので、これを外に求めることは正しい行き方ではない。わが労協にとってこのことは活動方針の転換を意味するであろう。しかし正しい戦術は正しい認識からのみ生まれる。労協の現段階の主体的事情は、はたしてこのことを許し得るか、異つた主義と主張を内包するこの協議会は、いま直ちにこのような転換を許し得ないであろう。しかも鉄復はともかくも解散の危機を脱し、経営側も熱意を誓約して続行が

決定されている。われわれはこの両者の岐路に立つて、いささかの矛盾を感じざるを得ない。」

組織維持の背後に「経連の実力」がみえる。経済復興運動のための組織というよりは、復興会議の存続によって命脈を保ち、組織の温存だけが“活動方針”となるような組織である。翌年の鉄復解散の申入れに対して、全鉄労協の分析は「(経営者側は)鉄復会議という形で、労働者側との話し合いをして行く必要を認めなくなつたこと」、「鉄復会議の代りに鉄鋼増産協議会をつくつたこと。」、「第三に、鉄復会議をもつことによって、経営者陣に分裂が生じてきたこと」であつて、この第三の点に関しては、ドッジライン—企業整備—の進展とからんで、大資本中心の鉄鋼連盟を批難している。

「——労協側は政府最近の大資本中心による企業整備方針にたいしてそのぎせいとなつてつぶれてゆく中小企業対策に当面の重点をおき、これを鉄復内にももちこんで強力にその推進を敢行していった。これに対して経営者側は、労協のこの動きに全面的に賛成して同調して行こうとする特殊鋼・鋳鍛鋼の中小企業代表者、正面から反対する普通鋼大企業との間に深く対立が生じ、内部分裂の徴候が目に見えて表面に立つてきた。この分裂をくいとするためにあせつた大企業を中心とする鉄鋼連盟は、鉄復を葬つて自己陣営の強化をはからんとし、中小企業代表の声を圧殺して強引に鉄復解散の決定を押し切つた。」(「鉄復解散をめぐる現状勢と労協のあり方について」全鉄労協事務局長、中村忠雄)

さて、業種別組織の存続が、大企業の利害と結びついていたのは、これが、資材・原料・電力・労務物資等、配絡統制の機構となつていたというだけではなく、“集中力排除法”の適用をめぐるそれに対するためには、企業体存続の利害が、業界の存続とその合理性の主張と一体となつていなければならなかつたのであり、この点では、ドッジプランの進展が、大企業の手足をしばる経済外的拘束“集中力排除法”を一挙にふきとばしてしまうのである。それまでは、少くとも48年の時点では、未だ、業種別組織は安定なものといつてさしつかえなかつたであろう。業種別組織は、それが中立系労組の活

躍の舞台といえるが、統制機構の再編、大企業の独自の利害の主張、共産党の中小企業“民族資本”の擁護、と三つ巴えの状況下に49年全期を通じて、ゆれうごくわけである。

(3) 生産斗争の論理、賃斗と生産斗争

“大金属”をめぐる対立の渦の中に、企業レベルでつちかわれた“生産の主体”とその行動論理をみることは容易ではない。個別企業経営のわくを超えての社会的レベルでは、政策・制度・機構等、より政治的活動領域と重なりあうものであって、“下からの論理”を一貫させることは困難であった。とはいえ、一貫性を保とうとする論理は、たえずくりかえし主張されていた。

その一つに全国金属の「生産増強に関する指令」(48年12月20日)がある。これは、「生産増強運動が、単なる賃上斗争をたやすくするためのきわもの的斗争でなく、企業における民主化を推進し、これを基礎とした経済再建への広汎なる態勢を、われわれ労働組合が、みずからの力によってつくりだすことを最大の斗争目標として考へなければならぬ。」として、「各職場当に生産委員会をつくり」その上に「生産増強斗争委員会を設置」、「統制部・企画部・生産部・資材部・技術部・教育宣伝部」の各専門部をおき、「企業をリードする実力を自ら確立しなければならぬ。そのためには、経営協議会の充実をはかって」「イ. 労働組合が企業の経営状況を正確に把握すること、ロ. 製品の市場性への検討と研究、ハ. 生産計画の検討と実践についての具体的対策の確立、ニ. 生産設備、生産技術の向上と改善、ホ. 生産資材の在庫数量、並に補給の状況と対策の確立へ。人事管理の確立」の諸条項を中心として“熟知し”、“把握すれば、生産斗争の成果は、それだけで、60%の成果をおさめ得たものといえよう。”と指摘、これと並んで「労働規律の確立」と「生産秩序の確立」を強調するわけである。これは、翌年の大会(49年10月)で「戦略問題」として

定式化され、「(1) 職場活動の強化、(2) 業種別的統一活動、(3) 生産復興の労働者案」となる。この生産斗争の論理は、三つの活動領域のレベルを設定し、企業経営レベルでの活動の論理を上方にむかって一貫させようとしていた。この活動の一貫性を保証するものが、何であるかを問わぬとすれば、⁷⁾ 同様の着想は、賃上げ斗争の論理の中にもあった。「勤労大衆にとって、生産の復興と完全雇傭と最低賃金の保障とは不可分のな、いわば三位一体的な要求である。」(風早八十二「日本経済危機の発展」日本評論、48年2月号)。賃上げ、最低賃金の保障、完全雇傭を縦の空間に配置すれば、先の全国金属の規定した三つの社会的組織レベルに対応する。更に経済復興の論理としてみれば、互いに矛盾することのない同一物の他の“側面”ともいえるのである。後者は、購売力、国内市場の強調となるが、封鎖孤立経済の当時であってみれば、この強調が他方での生産力増強にみあうものといつてさしつかえない。それよりも、この「論理」一致は、“きわもの”とよばれた生産斗争＝賃上げ斗争の中に生きていたことに注目せねばならない。先に指摘したように、多くは、賃上げ斗争と生産斗争をむすびつけていたのであるから。⁸⁾

(4) 賃金三原則と生産斗争の論理

昭和23年11月11日、G. H. Qは、賃金三原則——赤字融資・物価に影響する賃金引上げ、価

7) 下からの論理の一貫性を保つことの困難さは、経営協議会と経済復興会議(生産管理と生産復興)を結びつける実験の中に証明されていた。その一つは、異質の空間の重なりを想定し、その上層には経済的領域とは無縁な政治的空間をみていたのであって、ここから、行動の一貫性を保証するものは、政治権力、体制の選択であるとして、生産復興のための“人民権力の樹立”というスローガンが生まれた。他方では、行動の一貫性を律する経済的合理性の主張も有力なものとして支持を集めたが、いずれにせよ結果からみて、各社会的レベルでの活動が、バラバラにされて、行政の枠内に収斂してしまった。この点に関しては、前稿「高野構想と経済復興会議」を参照。

格差補給金を禁止——を公表。——これを説明する資料に次のようなものがある。「従来の賃金交渉は、経営者と労働者の交渉と言うより両者相俟って政府イジメに終始してきた感が強いが、これは日本財政の現状よりして総司令部も黙視し得ない。今後の賃金交渉は、労資双方で行うべきであって、政府が此れを斡旋するため従来とってきた赤字融資・赤字補給・物価改訂という方法は、今後一切許可しない。」⁹⁾

これは、賃斗と生産斗争の結合が、財政資金の撒布を間においていること、或は、この資金を媒介に、企業経営レベルでの均衡がなりたっていること、そして、このレベルを超えて、資金撒布の結果を問題としインフレの収束を問題とすれば、生産斗争と賃斗とは二者択一の関係にあることを明らかにした。¹⁰⁾

総同盟は、三原則に関して、「即時全面実施には反対」、「資本家の安定恐慌の一大暴風雨となるおそれ」（「労働」11月26日）と見解を表

明、吉田政府に重大申入れとして次の二項をあげていた。

「一. 赤字金融、赤字補填を不要とするにいたるべき目標期間を明示し、それまでの間、傾斜的措置を講じて、必要なる企業を大いに助成すべきこと、二. これら措置については、従来のごとく、金融及び官庁機関によって企業経営者の手にゆだね、放任することなく、その用途、実施状況並に成果を逐一監視するための民主的特務機関を労働者代表を加えて重要産業別に即刻設置すべきこと」（「吉田政府の反労働者の態度をみよ」「労働」12月3日）そして、経済三原則対策の件（49年1月1日）として、12項目を挙げているが、その中に「(1) 企業經理をハジキ出し、企業經理をさらに突込むこと、(2) さらに生産性をたかめ操業度を改善すること、(3) 金ずまりについて銀行・政府・G・H・Qなどと、労働組合として独自に交渉すること、(4) 企業破綻にそなえて、生産態勢をととのえること」。以下、生産斗争の強化を指示していた。総同盟は、生産斗争と賃斗のキレツを懸命にうめようとしていたのである。

他方、産別は「総決起は今だ、吉田三原則を粉碎せよ」として、三原則を「産業の破壊に拍車」と分析していた。

「低賃金、首切りなど年来の吉田コースを実現させれば独占資本の経営内容が改善され、単一為替レートにもっていく素地ができる。ここですっかり破壊しつくされ、ひん死の状態にある産業を外国の金融資本の手に渡そうというのである。」（「労働戦線」12月1日、解説）これは、先の産別第四回大会（11月）の路線「われわれがいま斗っている最低賃金制の斗争は、現

8) 氏原正治郎は、「合理化と失業」（労働評論、49年9月号）で次のように指摘している。「更に注目すべきことは、戦後のこの経済的要求と社会的要求とを結びつけて、その担当者として現われた労働組合が、経営別の職員・工員を含めた混合組合であったということである。」として、経営秩序の混乱腐朽から「このような事態に即応して、組合が生産力の主体的担い手として立ちあわれ、経営的にも、総機構的にも新しい秩序による生産の復興を企図してきた。それなくしては労働者階級の生活の維持も又困難であると考えられたのである。ここに戦後の労働組合が、その当初において掲げた産業復興のスローガンの根源的基礎があると考えて差支えないであろう。それ故に、戦後の労働組合は、伝統的な労働組合の成立のごとく経営の外からそれに対立するものとしてではなく、正に経営の内から資本に対立するものとして現われ、それらの経営別単位組合が、産業別或は業種別全国組織に結合され、日本経済の復興と政治の民主化の大衆組織となっていたのである。」経済的要求と社会的要求を、先の二つの系列、賃斗と生産斗争によみなおせば、これをつながらに体现する混合組合、経営別組合が、そこにあるわけである。しかも、この連合組織は、「日本経済の復興と政治の民主化の大衆組織となっている。」各々の社会的組織レベルを縦断する存在としてあることになる。

9) この資料には、次のような前書きがある。

「G・H・Q経済科学局ヘブラー氏、石黒調整官、マイヤット氏は9日午後3時、日本政府側代表堀越経本副長官・渡辺石炭庁生産局長・経営者側早川専務理事・組合側武藤炭労会長を招き、次の様に今次の炭鉱ストに関して勧告を発したが、此のことは単に炭鉱のみに関係するばかりでないと考えられる故資料として御紹介する。」

在このような状況におかれた賃上げ斗争なのであり、攻撃の焦点をこの点にあわせるという意味において、方針がうちだされなければならないし、もっと明確にいうならば、企業の不安と企業整備の強行のなかで斗われている賃上げ斗争を人民管理方式への起動力として組織するという方向」（調査資料、48年12月21日）でありその強化である。翌年2月、金属産業防衛会議3月、京浜防衛会議、4月、産業別復興綱領の発表と、やつぎばやに産業防衛斗争が展開していく。49年4月29日付アカハタは「地域斗争とは『全国斗争』への準備段階ではない。それ自体決定的な全政治斗争の戦術」としていた。総同盟の生産斗争路線強化とは対照的に、賃金斗争の強化は、民族資本との提携を経て、「民主人民政府樹立のための一切の仕事」につながっていくこととなる。斎藤一郎は、「産業防衛会議の方向」として総括、「この防衛斗争の組織部隊であるところの防衛会議は人民会議として発展しなければならないという方向がはっきりしてくる。それと同時にこのように人民会議として発展しながら、地方議会を人民の手によって管理するという方向が明らかにされてくる。この方向の中で、政府の上部機関の政策はすべて麻痺させることになるだろうし、このことが同時に産業破壊の集中的表現であるところの国家予算を事実の上で不成立にみちびくであろう。しかし、防衛会議にあたえられたこの方向は、同時に重要産業、金融機関、貿易の国営人民管理、人民の生産管理の現実の基盤としての役割をも果たことになるのである。いいかえれば、民主人民政府樹立のための一切の仕事が・・・。」（調査資料、54年5月14日）と言いつつ切っていた。産別賃闘を放棄したのである。「最低賃金制の斗争は、一転して産業防衛斗争に転化した。転化せざるを得なかったのである。・・・工場閉鎖、大量首切りが嵐の如く捲き起った。それは三・一物価大系と5百円の枠につづいて十月斗争のキッカケとなった第二次吉田内閣における企業整備と大量首切りをほう

ふつさせる。だがこんどの集中生産、工場閉鎖、大量首切りは比較すべくもない広汎さと深刻さを帯びている。産業が破壊され、経済が崩壊にひんしているのだから賃金が問題にならないことは当然である。労働者が職場から追放され賃金の支払いが拒絶されようとしているのだから、最低賃金制が問題にならないのは当然である。なによりもまず産業が防衛されなければならない。なによりもまず大量首切りを撤回させねばならないし、失業が回避されねばならない。」（永野順造「物価、賃金、生計費」潮流講座、経済学全集 第八巻49年、p.834）後の総評賃金綱領の起草者は、この時点で、賃闘の放棄とも受けとれる主張をしていたのである。

生産斗争の強化、これに反対する賃金斗争の強化と放棄は、企業経営レベルでの二者択一のものとして底辺分裂を表現している。この分裂は、産別と総同盟の対立、民主化運動内部での分岐、政治的党派の争いを貫いて、49年全体をおおう。收拾に関していえば、これまでの経過からして、当然のように経済復興の過程の中でつちかわれた“生産の主体”の選択にまかされていたともいえよう。何となれば“生産の主体”は生産斗争＝賃闘の中に生まれたのであるから。

10) この“賃闘”と“生産斗争”の二者択一の論理は、有沢・木村論争に関する次のような解説の中に現われていた。

「その考えを同じうする点は、1. 石橋元蔵相以来、資本家階級を中心に『インフレは生産され増強されれば克服できる』という考え方があがるが、これは根本的に間違っている。2. 資本家階級は自らインフレを克服する考えはない。インフレが悪化して日本資本主義に危険なものとなった今日でも自ら処理なしえないのである。そのわけはインフレを急速に終結させるためいわゆる安定経済に入るならばおそらく日本資本主義の命とりになるであろうからだ。3. インフレが悪化し、労働者が賃金斗争だけをしておれば（賃上を否定するのではない）日本経済は早晩破局化するであろう。こうなると巨額な外国資本のみがよくこれを救う力をもつ、ここまで来て救われた場合外国資本は慈善事業でないから日本経済はこれにれい属することとなり労働者はインフレの犠牲者に終るばかり

か将来二重の搾取におちこむことになるだろう。
4. それ故勤労大衆は自ら立上ってインフレが慢性化しないうちにその克服に参加し、外国の援助も真に再建に役立つものにとどめ危機突破の主役とならねばならぬ、それがまた階級解放への途である」(清水慎三「労働者階級の立場に立つ、インフレ収束論争」、労働、48年3月26日)

ただし、これが、明確に二者択一のという論理の中に入らないのは、例えば「インフレが悪化し、労働者が賃金斗争だけをしておれば(賃上を否定するものではない)、日本経済は早晩破局化するであろう。」という点にも現われているが、それよりも、「資本家階級は自らインフレを克服する考はない。」としても、では、労働者階級はどうかという点に、明晰さを欠くところにある。この点では、他の論者(鈴木武雄-推定)は、次のように述べていた。

「若し余りにも、ドラスティックな方法によって、インフレーションの収束を行い、ために激烈な安定恐慌に襲われた場合には、革命的情勢の高揚はおそらく前進的に作用せずして反動的な結果を促進し、いうところの日本経済自主化のそう失とならないとも限らない。かくて、インフレーションの収束は、自主的には「資本」の最早なし得ないところであり、労働者階級によって、そのインシアチヴがとられねばならないとしても、したがってまた、インフレーション収束に伴う諸方策は多分に労働者階級の色彩をもたねばならないとしてもその具体的実践にあたっては、安定恐慌の能う限り円滑な通過を企図することを始め、各般にわたる周到な計画と準備とを怠るべきではない

のである。」(経済再建研究会、「インフレーション対策に関する第一次報告」、48年3月15日)

これは、「安定恐慌」に反対する限りでは、資本家も、勤労者もないことを示している。「インフレによる資本家的な経済再建」とそれに反対する「労働者的な経済再建」というようにインフレに関して労資の対立が、通俗的にいわれるが、インフレ収束-「安定恐慌」に関する限りでは、一致点をみいだせることを示唆しているのであるから生産斗争と、賃金斗争とは、労使ともども二者択一の関係にはなかったのである。

三原則・九原則、そしてドッジプランの強行の後、次のような見解(二者択一の論理)が定着する。

「インフレとヤミとは過少生産の事実を隠蔽する結果となった。インフレとヤミとは過少生産の分配と生産関係との矛盾のあらわれであり、インフレとヤミとを処理するには生産増加による過少生産の克服か、または社会化による矛盾の止揚かの二つの可能性があった。私は、その二つの可能性の結合に労働者階級の立場における経済復興の斗争の道があると考えた。しかし事實は前者の資本主義的進歩を迎えることとなったのである。」...「インフレとヤミが家計を破壊するものとしてあらわれ、勤労者は、それにむかって闘わねばならぬ窮迫の生活状態にあった。だから、短い波動をもって賃金引上げの労働攻勢が、つぎからつぎへと展開され、経済復興斗争が賃金引上げ斗争に解消してしまいう結果となった。」(有沢広己「戦後恐慌と日本資本主義」、世界50年3月号)

〔Ⅲ〕 戦略の展開 1949年

(1) 戦略展開の起点-九原則一

経済安定九原則の実施が、戦後体制の転換点として解釈できるのは、これを後からふりかえって、例えば、朝鮮動乱、特需景気の後続という経過を経てのことであろう。当時「安定恐慌」、**「デフレ不況」**を前にして、「甘い九原則は許されず」として、ドッジ声明の意味を強調した次のような解説記事もみられた。

「インフレはまずその源泉において断たねばならず、真の安定と進歩は、国家の当面する諸問題を健全な方法で財政、通貨の面から取上げることに基礎を置かねばならない。これは、なにもドッジ氏の声明によって明らかにされたことでもなければ、九原則の指示をまっぴらしてはじめて知られたことでもな

い。敗戦直後において、すでに、各方面の識者から痛烈に指摘されたところであった。だが、これを指摘することとこれを実行することとは、わが国にあっては、全く別問題であった、だがいまやそれは許されない。わが国の経済政策について、ほとんど絶対的な権威をもつ人の口から、ついにそれが発せられたからである。(エコノミスト、49年4月1日「ドッジ声明の意義」)

しかし、後からみれば、経済政策についての絶対的権威とはいかなるものであるかについて、様々な解釈の余地は残す。政策が、執行の過程を媒介する故に、当然のこのようにさまざまな圧力のもとでの**「軌道の修正」**がくりかえされるからであり、或は、敗戦後のどん底の経済危機の体験からすれば、危機の宣伝に対する**「またか」**という免疫的反応も否定できぬことであった。

そして九原則の中、単一為替レートの設定は政治的強制力以上の外圧を国民経済に加えるはずであったが、それは時の経過を多分に見なければならず、喧伝される超均衡予算、直接的な通貨収縮策に対しては、政治力による偏倚、“安定恐慌”への抵抗が、依然期待されていた。特に、労働運動にそれがみられる。例えば、総同盟は、“九原則の弾力性”を強調する。

第一に経済安定方式としての九原則であるが、それは広い幅をもち弾力性に富んでいることであって、それぞれの項目をどういう順序方法でやるかは主として日本政府と国民の責任とされているのである。勿論基本目標として日本経済の資本主義としての安定が指向されており、今の秩序を暴力で叩き壊し社会革命を行うことは連合軍の名において厳禁されているのである。然し、資本主義の中で労働者階級の生産の実力担当者としての建設的能力の成長と行動による社会主義への展望の樹立は、九原則によって何ら拒否されているのではない。九原則のもつ弾力性からみて労働者階級の建設的努力と意欲は、十分その実施面に浸透しうるのである。(「労働」49年1月1日、“経済九原則指令、警戒せよ、反動勢力の便乗”)

他方産別も、大同小異であった。機関紙「労働戦線」は“九原則は人民の手で、選挙斗争に決起せよ。”という見出しにはじまる。「終戦以来日本の支配階級が経済の復興をさぼり、インフレぼう大予算によって大衆を収奮し、不正不腐によって日本の経済を混乱におとし入れたところに今回の中間指令ならびにマ元帥書簡の出ざるを得なかった最大の原因がある。」……「経済九原則にもられた項目はいずれも日本経済の復興のために実行されなければならないのである。然し、これらの問題をだれがだれのために実行するかが問題なのである。」(労働戦線、48年12月26日)総同盟・産別いずれも、三原則——賃金統制にみせた拒絶反応とは異なった柔軟性がみられた。それは九原則が危険負担の平等性を強調し、総同盟もこの点に関しては「マ元帥書簡の“国民諸階層平等の負担”が確保されるなら、それが連合軍の絶大な権力で守られるのであれば、われわれの態度も自ずから異なるであろう。」と応じているように、三原

則との差異はあるのであるが、ことさらこの相違を強調せねばならないところに、たてまえとは異った不自然さがみられる。これを奴隷の言葉と解すれば、面従腹背とも、後の経過からすれば、全面屈伏の意志表示ともとれる。それほど解釈のわかるものと考えないとすれば、むしろ、政策への楽天的ともいえる当時の反応をすなおにみればよいのであろう。こと労働運動の世界では、インフレ収束に関する限り“指摘することと実行することとは全く別の問題である。”はずであった。¹⁾

しかし、解釈の余地を残さぬ“政治の感触”は、強められる一方であった。49年冒頭、中国解放軍が北京をおとす、国内では総選挙、民自党の庄勝と共産党の進出がある。「九原則指令を起点とした経済情勢」(清水慎三、「労働」49年1月21日、2月4日、2月18日)は、「反動的視野からとらえられゆく九原則」と解釈の巾のせばまりを指摘、「打ちよせる国際経済の波の中に」米国の堅い「意志」を読みとっていった。

「九原則指令を起点とした経済情勢」(清水慎三「労働」1月21日)は、次の経済日誌を冒頭においている。

30日、九原則実施総合対策機関として吉田首相を会長、安本長官を副会長とする単一為替設定対策審議会設置さる(委員の大半資本代表)。31日、中国の蒋介石総統下野を声明。1月1日、マ元帥年頭の辞にて経済再建を強調。3日、米国議会ひらく。5日、米大統領一般教書を議会に発表。ロイヤル米陸軍長官来年度対日援助費5億5千万ドル要求と声明、労働省九原則の前提として労働法規の全面改正を準備。7日、単一為替レートとして安本は1ドル三百円、貿易課は三百五〇円に対策立案中。労働省資金安定案を策定。8日、米国マージナル國務長官

1) 後の高野氏の三原則の評に次のようなものがある。「▷“アベックスト”禁止の指示。

▷“賃金三原則”は鉄鋼・造船・センイ・電力・石炭等広汎な労使アベック・ストに対する警告として出された。九原則も、戦時体制への切替というより、インフレを煽って利潤をむさぼり企業競争に狂奔する資本と労組幹部、政府・官僚への警告に重点があったようだ。」

辞任、後任はアチソン氏。9日、中国政府米ソ英仏の四ヶ国に内戦平和調停依頼。10日、米大統領議会議に予算教書提出（四百八十億ドル）。第三回単一為替審議会にて多数は賃金直接統制を希望。11日、経済復興五ヶ年計画の改訂基本方針決定。為替審議会は単一レート決定に際し、物価体系の改定を回避すべしと主張する委員多数。12日、日銀総裁、再三賃金直接統制を強調。13日、ドレーパー米陸軍次官、対日綿花資金増額を言明。14日、総司令部民間外資導入の新規則を決定。労働者労働法改正大綱決定。15日、中共和平八条件を提示、中共天津完全占拠。16日、極東防共協定の動き活発化する。日銀金融引締を更に強行。17日、総司令部対日民間投資確認基準を発表。18日、ロイヤル米陸軍長官訪日予定発表。]

(2) 産別民同と総同盟左派

さて、このような状況、三原則から九原則へ、九原則実施をめぐるあわただしい状況の変化の中で、前年、総同盟内で主導権をとった左派はいかなる戦略的構図をもっていたであろうか。49年2月15日「労働」はそのみだしに「何が戦略的地点か」と掲げ、「今年の労働運動のやま、全労会議と労働者政党」と疑問の余地のない定式をあたえている。3月1日、総同盟第三回中央委員会は、社会党への大量加入の方針をさだめ、「労働」の主張欄に、高野実は“党生活をはじめよ。”を書いている。この戦略発想は、全労連の結成と、それに対応する政治諸党派の結集・倒閣運動、昭和21・22年にみられた構図の復活といえよう。そのちがいをみれば、産別・総同盟・日労会議に代って、総同盟・国鉄民同・産別民同等が、共産党・社会党にかわって“山川新党”労働党・社会党があり、以前には運動の目標が倒閣運動としてあったのであるが、いまは単一社会主義政党への合同運動が中心にある。そして、何よりも強調せねばならぬのは、二つの戦線を結ぶ「政治委員会」の存在であった。これを産別民同は「政治同盟」と呼び、高野は「労働組合政治協議会」（著作集 2巻、p.65）と名付ける。この“同盟”と“協議会”の差は、産別民同

と総同盟左派の差でもあるが、委員会の発想は産別民同特有なものであろう。この委員会は“極左方針に対立する戦略的拠点”社会党この敗走を收拾し、たてなおし、その中心を担うのであり、当然、組合を横断するフラクション組織となる——これは産別の中から、当然のように生まれた発想であり、すでに民同運動の開始の時期に予測されていたものである。産別民同は総同盟よりはやく、選挙直後（1月29・30日）に、社会党再建への積極的行動を開始していた。

一. いまやわれわれ、は労働者政党を必要とする段階にいたった。われわれが要求する政党は、明らかな階級的立場に立脚し、社会主義を目標とし、かつこれをつらぬく政策を実行し、行動的組織の政党でなければならない。このためには社会党の再建を中心とし、労働党、山川均氏たちの動きも含めて出発点をつくる。

二. これを遂行するためには、現状においては、民主的に組織された労働者、農民が主体とならなければならない。このためには、いままでのごとく政党にたいする消極的態度を一擲し、積極的行動を開始する。

三. この出発点をつくるために、来たる2月12日、全労会議準備会結成に、共産党を除き、社会党・労働党・山川均氏たちの活動をも含めた政治同盟の結成を提案する。

四. ただちに社会・労働・山川氏らの新党結成促進協議会に申入れるとともに、広く労働団体有志と具体的協議にはいる。（新産別の二十年 II、p.24）

これは社会党再建大会にむけての行動の一步であり、産別民同の主導権は、政治委員会を通りこして、全労会議の性格を規定するまでになった。

24年4月14日から17日にかけて開かれた社会党第4回大会（中央大学講堂）には、全労会議から直接65名の代議員を送った。そして大会には、全労会議を代表して高野実、産別民同喜田康二、国鉄星加要らが挨拶した。組合代表が顔をならべたのは、社会党大会ではじめてのことであった。また、細谷松太、高野実らは、それぞれ代議員として発言に立った。また、全労会議から新中央執行委員として、左記のものが選ばれた。全労会議選出中央執行委員

宇野 弘, 落合英一 (産別民同), 菊川孝夫, 沢田 広 (国鉄民同), 高野 実 (総同盟)

この大会で、左派の鈴木茂三郎が決戦投票の結果浅沼前書記長を破って書記長に当選した。

全労会議の役割は、社会党再建大会あたりがヤマで、そのあととはつぎの戦線統一——総評結成の前身である全国労働組合統一準備会にバトンタッチされた。だが、それまでの間、企業整備、行政整理をめぐる激動のなかで、労働組合は死斗をかさね、共産派対民同派の決定的対決はいつてゆくのである。

(新産別二十年, p. 20)

これに対して、総同盟左派は、いささか消極的である。当時の戦略解説の重要なものとしてあげられる“三原車輛の講演”(3月19日)で、高野実は民同の結集、全労会議の結成を強調して、社会党の強化をこれに関連してとりあげていた。その一節に次のようなものがある。「私も、誰れがどのようにして作りましても、ただちに社会党を排除して別個の新しい労働者党を作る事は困難な状況であります。むしろそうすることによって民主的社会的な組合が分裂し、対立する危険さもある。」民同系組合の分裂をおそれていたともとれる一節であるが、これはあくまでも運動の起点を組合組織の側に求めようとするものであった。先の“何が戦略点拠点か”は、「全労会議を中心に太い線を出せ」として、次のように主張する「さらにこういう運動の成功は、一度にいかないけれども、それにも拘らず情勢の急テンポは必然に全労会議を中心とする本当の労働組合の合同統一がおこってくる。それは下からのカッパラウ運動や裸合同などといって潜入運動を強行するような陰惨な不安なものではなくて、組織をあげて戦う組織の統一を巻き起すに違いない。そして、我々の拠点は、労働組合法改正や、四十八時間斗争や、ストの相互援助などをつうじて、ひろい合同から統一合同への確実な拠点となることのできるに違いないのです。」(労働, 3月4日) この全労会議の評価に関しては、新産別二十年史が、「社会党再建大会あたりがヤマで. . .」とするのは、それが事実であるとして

も、そこに産別民同の独自の主張(戦略)をみないわけにはいかないのであって、総同盟史が、全労会議の役割を労働組合としての活動に求め「労働法規改悪反対斗争は、全労会議準備会を中心として社会党を通じて国会で政府案を大きく修正させることに成功したが、労組側の主張が全部とりいられるにはいたらなかった。」というのと対比できるものといえよう。

さて、総同盟左派に産別民同への追従から一歩でるものがあるとすれば、「対九原則の基本線」、「全労会議を基盤にして独自の経済再建斗争へ」という構想であろう。「総同盟がとってきた民主的労働組合運動と業種別にそう生産斗争の二つの指導方針こそは、国際経済への交流のときにあたって、『総同盟の底力』となってあらわれるにちがいない。」というのである。共産党の“焦土戦術”に対抗する生産斗争であるが、生産斗争・業種別組織の強化・労働者案の確定、これを全労会議を軸にくりひろげようとするのであった。生産斗争を基盤にすえた国民運動の展望、その組織は、運動は如何。まず、経済復興会議の継続である経済再建中央会議からみてみよう。

(3) 経済再建中央会議—運動の組織

4月7日、経済再建中央会議発足。「東京丸の内工業倶楽部で創立総会を開催した。民主的労働組合の代表的有志と進歩的な経営者約六十名が出席、大塚万丈氏(特殊鋼管社長)の『産業各界とも一致協力して難局打破に努めることが必要である』旨の開会の辞に続いて仁科芳雄(理研)、加藤閔男(国鉄)の両氏を議長に推薦. . .」²⁾

この経済再建会議は、総同盟の構想(前年10月の第三回大会議案)によれば、「(イ)日本経済再建という民族的要請は、生産の実力者階級としての労働組合の双肩にかかっていること。(ロ)当面、日本経済の民主的再建をこいねがう民主的・進歩的勢力を打って一丸とする組織、わけても民主的労働組合勢力を軸とする。これ

に加えるに進歩的経営者、技術者とひろく協力すること、(ハ) 具体的再建案について、政策を検討し樹立して、政府・国会をはじめ、一般与論にうったえることを第一任務とすること、そして、反動資本の中間安定策や、キガ輸出政策と対置し、官僚の独善的支配や不正やについて抗議する中央会議となる。」のであるが、この経済復興会議の“再建”は、九原則の実施、ドッジプランの進展の中に余議なく生まれたものという性格がつよかった。創立総会における「現下緊急対策=関スル決議」の中に「産業資金ニツイテ」の一項があり、政府への陳情団体としての性格を強くだしている。³⁾ 又、当面の活動方針は「安定政策実施に伴う産業部面への影響を、広く国民経済的立場において可及的に合理化することを当面の主眼」としていたのである。実際、会議の主要な活動の一つに「打撃産業対策委員会」をあげることができるが、これは車輛・通信機・造船と財政資金の削減が直接生産に影響する部門に組織された。

他に鉄道電化促進懇談会（責任者・水野成夫）の組織がユニークな活動を展開するが、これは電化の合理性——石炭の合理的使用を唱え「石炭需要の見透し」（パンフ）を発行、政府資金の引きだしを画策している。予算増額・公債発行・会社設立の三案があるが、前二者は超均衡予算の原則に直接低触するが、後者は、これを迂回するものとして、車輛産業からの出資、半官半民の鉄道電化株式会社の設立運動となった。この案は、G・H・Qの一セクションの示唆があったものとして有力視され、国鉄労使の反発をよそに、陳情を重ねていた。会社案は陽の目をみることはなかったが、浜松・米原間鉄道電化期成同盟が愛知経済復興会議を中心に発

足、活動を継続することになる。ともあれ、これらの会議の活動は、設立当時の状況に直接対応したものであるが、これを経済復興会議の再建という性格が打消されたというほどのものでもなかった。この点に関しては、労務者住宅委員会、雇用対策委員会の設置をあげることができるが、それよりも復興会議に引き続いて、電源開発専門委員会が総合開発のプランをねることになる。これは経済安定本部内の資源調査会、建設省河川局の動きとタイアップし、工藤宏規（野口研究所）、内海清温（国土開発同志会）が主力となり、翌50年1月には琵琶湖総合開発の事務局案を公表。しかし、電力事業再編への陳情（2月）——電気事業再編審議会答中の支持——をめぐって、専門委員会の活動はいきづまった。ここでも経済復興会議と同様の壁につきあたるのである。

50年8月、再建会議幹事会——事実上の会議の解散——をむかえることになる。労働組合側の積極的な継続の意見に対し、経営者側は次の

3) 「産業資金について (イ) 今後企業の資金については、これを普通銀行の預金の蓄積によって賄わなければならないことは勿論であるが、現下の企業金詰りが、政府支払の遅延によって、雪だるま式に拡大していることが大きな原因になっている点に鑑み、民間企業に対する政府の未払金を即時解消せしめる措置を講ずるとともに、今後政府の発注契約に際しては極力概算払内金払、手形払別をとり、業者の金融を緩和し、また一定の支払期日を定めて支払延滞に対しては、例へば租税滞納と同率の延滞利息を負担すべきである。(ロ) 今後重点産業の設備資金は、援助費の見返勘定から、米国政府の嚴重なる管理の下に供給されることになるが、他方自立経済達成のためには、設備の補修、合理化所要資金のみならず、生産力の均衡的維持のため相当多額の新規設備資金をも必要とするので全勘定の運用に当っては、産業資金への投下に重点を置き国債復金債の償還を極力減小せしめると共にこれが資金化までの金融については、産業計画に即応していき資金の継続的注入を図る措置をとるべきである。(ハ) 産業資金今後の運用は、これを民主的に決定せねばならぬ関係上、日銀に設けらるべき政策委員会は、金融業界、商工業界、農業界のみならず、労働組合代表、学識経験者を以て構成し、更にこの委員会を通貨信用の全般的調整機関とすべきである。」

2) 「(「再建会議」創刊号、49年4月25日) 活動の中心は、水野成夫、稲葉秀三(事務局長)で、経済復興会議と比較すれば、労使双方とも、組織をあげての参加というよりは、有志個人の参加であって、官製の色彩はなく、純民間の機関であった。

ような見解をのべ、消極的な姿勢を示した。「経済自立という問題になれば労資共通のものであり、われわれとしてもその推進は全く同感だ。しかし、それとは別に最近の国際情勢、特に米国の対日政策が可成り具体的になって来たことについて、われわれの態度もこの際はつきりさせることが必要だ。就中講和方式については最近の新情勢に應ずる考慮が必要であると思う、この点については今後再建会議として大いに検討する事は意義がある。」(「再建会議」, No. 11, 50年8月7日) 朝鮮戦争の勃発、講和条約終結をめぐる論争、総評結成と民主化運動内部の対立等、これらは会議を解散におこむに充分な状況といつてよい。独立を前に政治再編の舞台が大きく変わったのである。それに附随して「陳情活動」もその再検討がせまられた。G・H・Qへの陳情を主とする活動組織の終末であろう。賠償問題について、財閥解体・集中排除法に関して、いまは、ドッチ・プランに対して、一連の陳情活動の系譜が、この再建会議を最後に終ろうとしている。しかし、同じ系譜の中にあるとはいえ、再建会議の活動記録は復興会議と異なり、49年日本経済界の風俗点描といった趣きを呈した。国民運動を組織せんとした経済復興会議に比すべき何ものもないのである。

又、経済復興会議と再建会議を同様の系譜の中にもみても、会議と組合運動のカイ離は否定すべくもなく、ここにこの期の特徴が現われているであろう。⁴⁾ この点では、総同盟の会議に対する評価の変化をあげることができる。

まず、総同盟が49年6月に経済独立運動として、構想したものに次のものがあげられている。「見返り資金をどう使うのか、大衆の納得する再建計画を明らかにして計画をたてよ。シャープ博士来朝を来に税制の根本的改革をもって大つ衆課税を軽減せよ、集中生産による特性にいて国家は保証せよ。電源開発、国鉄電化を即刻実行せよ。自由なる貿易、資材配給制度の改革、遊休資材施設の活用、大規模な失業救

済事業、官庁経理の徹底的改革、天下り行政整理を止めて団体交渉をおこなえ、不正摘発、資産再評価をなしその利益を税金などとしてめしあげよ。」(総同盟中央委員会6月議案より) この各項は、経済再建中央会議の発足と活動への「期待」ともいうべきものであるが、この期待と現実のカイ離はいかんともしがたく、総同盟はこの事実をすでに、再建会議の前半生にみとめていた。「事態はもはや労働組合だけでは満足できないところに来た、広汎な農民、小市民、学者を動して、日本経済の根本的な再建のために主導権をとりうる労働運動とならなければならぬことを経験した。それゆえに、総合的な労働組合調査機関としての経済再建会議を生み……。」これは、経済復興会議再建構想から一年、再建中央会議の発足から半年、49年10月の総同盟第四回大会の議案にある。再建会議は運動の組織というよりは、調査機関とみなされていたのである。

(4) 経済独立運動—国民運動

4月29日「労働」に「独立国家へ前進」, 「為替レート設定を機に講和会議促進を要求せよ」という大みだしに続いて、次のような国民運動が提唱されている。

4) 後に次のような評がある。「総同盟・産別民同も、九原則によって『独立経済確立の絶好のチャンス』が与えられたとして、水野成夫、工藤昭四郎らを中心とする『経済同友会』と提携して、労資協調にもとづく『合理的経済施策』を推進するところの『経済再建中央会議』を結成した。それは資本家・経営者と提携して、合理化と企業整備にたいする労働者階級の抵抗をどうして排除するかを検討するためのものでしかなかった。東芝の企業整備において落合を先頭とする民同派の行った行動、国鉄における星加の果たした役割等は、その具体的なあらわれにすぎない。」(戦後日本労働運動史 第二編, p. 196, 海野・小林・芝編, 三一書房, 61年刊) 再建中央会議と民主化運動が殆んど結びつきをもたなかったこと、人的な接触はともかくも、これは公然たるものであり、経済復興会議と再建会議を同様の系譜の中にもみても、会議と組合運動の並行・カイ離はこの期の特徴をなす。

「新興民主勢力としての労働組合の手によって、講和条約締結運動をおこせ、アジアの工業国日本の自由なる貿易と生産力を保証する講和会議促進のための一大国民運動をおこすべきときがきた。わが労働階級は、ミズリー号艦上で無条件降伏の調印をした旧い帝国主義者や財閥共のマネをするのではなく、そんな卑屈な根性と謝罪のためではなく、正々堂々たる新興民主勢力の代表者として、対等の講和会議を要求し、独立せる民主国家の会議のために、条件をかかげて、大いに国民的要求、民族独立の要求運動の先頭にたて。」

これは、6月7日中央委員会提出の議案に、「経済独立運動展開の件」として具体化され、「講和条約締結運動」から「経済独立運動」へ、これは表現の微妙な相違であるが、見逃せぬのは、この変化の中に、運動の性格の変化がよみとれるからである。その一つは、議案の草稿は⁵⁾「全労会議・社会党で経済独立運動を」というスローガンでしめくられていたが、これが姿を消したことである。第二にあげられるのは、草稿は「日本の独立をいうことは、日本経済がアメリカから援助を受けないで一本立にやれるような経済独立と表裏の干係にある。」というのであるが、ここから、議案の標題は「新予算並に単一為替の影響対策の件」となってくるのであって、「講和条約締結」から「経済独立」への変化は、国民運動を主導せんとする立場から、経済政策の影響緩和をはかる受動的な立場へと、その間を動くものと考えられる。この変化を不鮮明にしていたのは「新予算並に単一為替の影響対策の件」が、中央委員会の事前に「経済独立運動の件」と標題だけがかきかえられ、その上、中央委員会の論争の結果、字句の修正が妥協の跡をのこしたからである。「労働組合のイニシア」が「民主主義のイニシア」に、「おこっているストライキ」が「おこっている斗争」に、「全労会議を中心

に」が「我が総同盟を中心に」と、運動の内容というよりは、その主導権の所在をめぐっての論戦であって、これが運動の性格をきめる一つのものであるにしても、それが全てでないことも明らかであって、ここでのバイアスが、問題の所在一国民運動の性格をめぐっての一を不鮮明にしたといつてよい。論争は「経済独立」が、「植民地隷属化の危機」を強調する産別・共産党の路線「産業防衛斗争」とどうちがうのかに集中し、一方が容共左派産別民同への不信を表明し、他方はこれまでの生産斗争の延長にあることをくりかえすのである。「経済独立運動」がこれまでの経営レベルでの生産斗争を国民運動・独立運動へ飛躍させるはずにもかかわらず、この点は問題ともならなかった。議案は、具体的な活動として「(3) 単位労働組合職場活動の充実」、「(4) 打撃産業打開は業種別統一斗争に集約される。」、「(5) 経済独立を期するために、当面政府が緊急にとるべき政策とを公然と要求、例えば見返り資金をどう使うのか、大衆の納得する産業計画を明らかにして計画をたてよ……」と数えあげるのであるが、これは「生産斗争・業種別組織の強化・労働者案の確定」という図式のくりかえしである。この論点のずれちがいからは、講和条約締結運動と経済独立運動の相違が問題ともならなかったのは当然である。

だが見落すことができぬのは、講和条約締結運動と経済独立運動を結びつける国際国内情勢の大きな転換と、それへの予感であった。最初の主張が「為替レート設定」を好機とし、これを「講和会議」に結びつける独自の発想をもったのであるが、この発想の根拠、情勢の転換に分析がおよばなかった。とはいえ議案には、この発想の調子、トーンはひきつがれている。

「いわゆるドッジ・ラインは総予算の真の均衡を求め、単一為替レートの維持をめざして『安定恐慌』をつうじてこれが実現を強行しようとしている。すでに便乗的資本攻勢と断乎たかかってきたわ

5) 「運動方針書」とかかれた封筒に、49年10月の大会草案とともにあった草稿。「経済独立のための労働政策に関する件」とある。この表題は、「経済自立のための積極的活動に関する件」というのが、書きなおされたものである。

が労働組合運動は、ここにあらためて新予算並に単一為替による産業の重大打撃を防衛し、経済の独立を期するために、一方には、経済独立のため根本的な産業革命のプランを要求し、他方には便乗的資本の暴圧と徹底的にたたかうべき歴史的段階に立っている。それゆえにこのたたかいは労働階級を中軸として、ひろく民主的勢力をひきき、経済独立を高らかにかけて経済の民主化社会化を要求する、社会主義復興の政治斗争とならざるを得ない。」

「講和条約締結」の言葉は消えているが、「根本的な産業革命のプラン」、「社会主義復興の政治斗争」これらの言葉が表現したのは、先の「労働」の「主張」と同様に、好機を前にした高揚への予感とでもいえるものである。これは、危機への弥縫策に終始したこれまでの状況把握と対比できる。例えば、46年末から47年にかけて、倒閣運動と経済復興運動を結んだ構想は、その背後に、三月危機説に代表される食糧危機・経済破滅の共通認識をもっていた。或は、経済自立のこれまでのイメージは、外資導入を前提としており、植民地従属化の危険と背中あわせに存在していると考えられていたのであり、これらの状況認識からすれば、為替レート設定を好機とする発想は180度の転換とでもいえるものである。この発想の転換を支える状況は如何——むしろ問題はかような形をとっていたのである。

国際情勢の変化をめぐる、独立を前にする解放の予感は、わい小化された日本経済自立の展望の中にしぼんでしまう。中国革命とは、日本にとって市場の問題としての存在なのだろうか。かような発想は第二次大戦の延長の上にダメをおした形をとる。過去をひきずっての現実の理解は、中国革命を契機とする戦後世界の新たな展開を読みとれぬだけでなく、政治を経済の枠の中にとじこめてしまったのである。⁶⁾

6) 清水慎三「経済独立運動の基本方向」(「労働」, 7月29日, 8月5日)は「民族経済の自主的再建」, 「政策転換要求と経済独立」と誤解の余地のない言葉で解説している。又、先の日誌にもみられ、この時期の中国革命への関心は、自立経済(日本)との関連の中にあつた。

これらの情況の大きな展開をぬきにすれば、総同盟の左右の対立は形ばかりとなる。総同盟史が「経済独立運動」を「これは単なる作文であつて無意味であるとの批判が強く、その意見をとりいれて修正した上で、中央委員会に提出・・・」(第三巻, p.553)と記述するの、それなりの根拠があるものといえよう。ともあれ経済独立運動が、これまでの生産斗争の延長の上に、先に発足した再建会議と並行することになった。並行せざるをえなかったのはドッチラインの進展の下に企業整備が続き、労使の対立が激化したからに他ならない。経済独立運動は、本格化した企業整備、人員整理の問題にとりくまねばならなかった。7月1241事業所939千人、8月1330事業所733千人、7月4日国鉄人員整理発表、翌5日東芝人員整理、下山事件、12日国鉄第二次人員整理、15日三鷹事件、世情騒然という時期に、運動はさしかかる。企業整備・人員整理をめぐる、経営者と労働組合の提携は不可能にちかく、運動も又別個にということにならざるをえない。⁷⁾

国鉄人員整理をめぐる、国鉄民同防衛のための共斗組織・支援組織——国鉄再建共斗会議が発足した。組合支援のためのカンパニア組織が、国会を舞台にして、支援労組の結合をはか

7) 先の再建中央会議の陳情活動と同様に「G・H・Q折衝報告」が残されている。「第三回全国軽金属労働組合協議会議事並関係当局G・H・Qとの折衝報告(昭和24.7.30・31)」軽金属産業経営者陣営(ロール会・精練会の理事)と軽金属危機突破対策について意見を交換、並にG・H・Q政府に対する折衝要請について話しあうこととし、8月5日、G・H・Q工業課ビマス氏との会見報告「...ボーキサイド価格引下げも決して不可能なものではないが、将来の問題であり差し当って、電力問題の解決に重点がおかれるべきだ...私は電力配分の合理化を度々政府と言ってきたのであるが、日本政府は積極的でない、労働組合は地方において、又、東京において政府並に配電会社に対して、この運動をまきおこすべきだ。」

「労働」8月26日には「鉄鋼補給金の削減による危機の打開策を協議、全金鉄鋼連合会反動政策に抗議」という記事がある。

るために、次から、次へとつくられていった。

8月、総同盟拡大中央委員会は「経済独立運動の具体化」をはかったが、依然次のような左右の応酬がくりかえされている。

「安本は経済安定五ヶ年計画を樹立したが、われわれの経済独立運動と一致するかどうかかわからないが、安本のような大規模なキコウをつくったからといって労働者案がでてくるものではない、即ち労働活動を強化し業種別・産業別復興案ともいうべきものを作り全産業を網羅する総同盟案として日本経済独立の一大運動としたい。(高野発言)」

「この案は具体性を欠いている、石炭産業の例をとってみると吉田政府のやり方は自由経済への移行の形であり、石炭産業の現況は不安の色が濃い、それで問題は直ちに斗い得る具体的な方法を示してもらいたい。炭労としては9月に炭鉱再建労働者大会をもつが、これは国鉄再建共闘会議と連繫併行するもので、総同盟としてもこのカンパを連結した形にしてもらいたい。(日鉱加藤発言)」(「労働」, 8月12日)⁸⁾

炭鉱再建労働者大会の炭労企画に次いで、電気事業分割案をめぐる電産を中心とする共闘会議が発足。9月「臨時国会へ盛りあがる労働者案・総同盟を中心に経済独立運動大きくすすむ」という見出しで、次の記事が「労働」にみえる。「1. 勤労所得税を大巾軽減せよ、2. 資産再評価差益に30%課税せよ、3. 預金部資金の二百億円を中小企業へ融資せよ、4. 電源開発、河川の根本的治水対策を講ぜよ、の本部集約案に各産別および地方別の特別具体案を附

加して総同盟案とし、社会党政策調査会と連絡協議の上、臨時国会へ提出することとなった。」⁹⁾

この9月2日の各産別・地方県連代表者の確認で「経済独立運動」は事実上終ることになる。10月3日「全民主的労組を結集」国会斗争共同委員会が発足した。経済独立運動は、この国会共闘を生み落したことになるが、それは最初の国民運動の企図とは異なり、ふりかかる火の粉をはらい、自らをまもらねばならぬ追いつめられた立場を鮮明にしていた。「臨時国会に対する五経済要求」はいう——「いまや事態は、当初の目的であるディスインフレを超え、デフレ恐慌に突入しつつあることは明瞭である。．．．経済不況現状の如く深刻化し犠牲者も其数多きを数えたる今日において、緩和乃至

9) 「労働」(9月9日、切々実情を訴う産別地方別の具体案)「繊維＝日英双務協定の適用範囲の拡大、円、ポンド直接決済の実現、各社別、又は産別、業種別海外駐在員の派遣、在外商務官の設置、繊維原料の輸入確保と輸入品選定の自由。進駐軍＝ボ政令による退職手当の改悪反対、法律二〇〇号寒冷地石炭手当の予算措置、事務系統給与の改訂。専売局＝煙草事業の民営化反対、定期昇給、給与の改善のための予算措置。港湾＝民主的港湾法の要求(国家管理)。鉱業＝鉱業対策審議会の設置、適正価格の設定、採鉱並びに新鉱開発の実施、鉱業技術の改善のための設備資金並びに機械の輸入。石炭＝貯炭の凍結、消費規制の緩和、需要の拡大措置、認証手形の割引保障、公団廃止は十分な予告期間をおき、生産者に対するつなぎ資金の支給、物価体形維持のため食料用炭、ガス発生鉱用炭について価格調整と配給統制の実施、労働者用物資の確保、現行国管法による経営の改善充実。造船＝沿岸就航用中小型船舶建造計画の樹立、外航制限の緩和、漁区拡大遠洋漁業の許可懇請、造船産業に対する融資措置。金属＝公共企業体契約法の制定、国鉄3500キロ電化、電力七分割反対。鉄鋼＝未着。土建及日傭労働者＝失業対策の確立、失業保険法の改正。新潟連＝新潟港の第一港湾指定促進、新潟長岡間の国鉄電化、只見川の電源開発、失業防止中小企業再建の積極化。神奈川連＝県雇補充足会議設置の要求、地方公務員法反対。愛媛連＝鉱業政策の確立、電力五ヶ年計画の樹立。愛知連＝電力七分断乎反対。大阪連＝地方公務員法反対、健康保険法の改正。化学＝火薬法の改正。

8) 拡中委の議題、経済独立運動の具体化とは、第一期カンパ、不況克服対策検討と臨時国会即時召集、第二期カンパ、失業対策、第三期カンパ「労働組合の主唱で、アジア経済復興会議を促進し、他方に新世界労連への民主的労組の統一参加運動をおこすことである。」とある。注目されるのは、講和条約締結運動の形をかえた主張が、未だ引き続いていることと、これが、国際自由労連加盟問題と関連をもって意識ははじめられたということである。

修正措置も或はドッジラインの本旨を突破する事項も生ずるであろうが. . .」と、ようやくにして、「一方的犠牲者」である「労働者階級」の反撃の姿勢をみせたのである。

〔IV〕 総評結成 1950年

(1) 戦線の整備—新産別・総同盟即時合同から、総同盟解体総評結成へ—

経済独立運動は、一方で経済再建中央会議と切りはなされ、他方での生産斗争とのつながりの場を失い、バラバラになってしまった。ドッジ旋風（補給金・財政資金の打切）から、企業整備の嵐の中で、運動は国会共斗を残すだけとなり、生産斗争の組織は、風前のともしびのような業種別組織と、党派いりみだれての争奪の場—単位労組をあらわにする。「労働者案の提起と実践」、「業種別・産業別組織」と切りはなされた単位労組——生産斗争の組織は「従業員組合型労働運動、企業別型労働運動から一転して、御用化し、産報化する危険にさらされていくのではないか」——これは、国鉄における民同派の勝利を眼前にかかれた「労働」の主張「御用化と産報化の危険とのたたかい」（9月）の一節である。10月、総同盟第四回大会議案は「赤色戦線に対するわれわれの勝利は現在の瞬間では直ちにブルジョアに対する勝利を意味していない。われわれの組織の長びいた混乱と格闘のすきに乗じて賃金値下げ・大量首切・配置転換・工場閉鎖・不当労働行為など息も切られない攻撃が加えられた、労働組合の組織を破壊し御用化させる陰謀、この攻撃は労働法規の改悪となり労働基準法の改悪となって現われた。定員法の制定によって労働戦線を寸断させようとしている。公安条例・広告条例・集団暴力取締法などいよいよ暴圧法が再現されるにいたった。われわれはこのようなとえはたえの資本攻勢に対してよくたたかった。しかし後退を余議なくせられた。」（大会議案「労働運動における

新しい特徴」より）

この「勝利」と「後退」を背景に、戦線整備の時ははじまる。10月「新産別・総同盟即時合同」高野・細谷の提唱は、トンネルをくぐりぬけた後のような大きな反響をよんだ。更に、これと並行して「統一合同」への動きは、業種別組織におよび、鉄鋼・造船・軽金属・車輛・重発電機等の名が「労働」紙上にのるようになる。11月、私鉄総連提唱による中立組合間の戦線統一懇談会の発足。これは、総評結成のバネの役割をはたしたといわれ、全国労働組合統一準備会につながっていく¹⁾。総評の結成をめぐる、新産別・総同盟の関係は、合同提唱から一転、対立へと混とんとしてくるが、新産別の合同拒否独自路線の強調は、合同を動かし得ない戦略の要とした総同盟左派の立場を窮地においこむ結果を生んだ。総同盟を解体してまでも、総評に合流するという組織路線の展開は、新産別と自らを区別せざるを得なかった結果であるが、それは、単に総同盟内の左派の立場に限定されずに、「後退」を意識し、危機感をつよめていた労働組合活動家の組織的な状況とひろくつながることとなった。²⁾ 総同盟組織部通信 No. 2 (50年1月1日)は、この不安、危機感を卒直に表明していた。

——全労働者諸君に訴う。講和会議を前にして、民主労組即時合同せよ、反動攻勢ゲキハのために合同運動をまきおこせ——北川義行

「新産別が総同盟はこう考えるという独断ではなくて、職場労働者の間の四ヶ年の経験の熱望とか、この事業を要求してやまないのだということ広汎な労働大衆の間の心構えはすでに出来ているということ、しかも、当面する第二の企業整備についての危機を直感している。大衆は日一日を争って統一された力をのぞんでいるのだ。事態はもはや理屈でなくなった体面でもなくなった、それよりか具体的合同運動のために、まず金属化学の労働組合が大きく合同する

1) (資料労働運動史, 昭和25年, p. 366)。

ことである。」として、問題の山積を訴えている。「すべての民主労組をあげて当面するドッジプランとのたたかいにおいて、こんどこそはどうしても勝利しなければならないということである。それは総同盟の任務であるとともに、労働階級の緊急任務だからである。講和会議は新春とともにひらけてくる。その時、単独か全面か・軍事基地・永世中立・国民生活水準などの問題が山積しているではないか。日本民族の将来をぼくする重要案件について、どうしても一個の統一労働組合が強大な発言をしなければならぬときに直面しているではないか。」

組織——産別整理，“組合の統一合同”運動

——“講和条約締結”と労働組合の地位、この二つのテーマに、総同盟左派の戦略構想は要約できる。

この二つのテーマにそって、以後、昭和20年代の後半を概観し、この論稿のしめくりとする。それは、高野指導下の総評を展望することになるであろう。

(2) 労働組合統一合同—産別整理— 組織改革

組織改革—産別整理が、総同盟左右両派の双方譲ることのできない対立点となったのは、50

2) 新産別とたもとをわかつことになった“総評を中心とする統一—総同盟解体”の路線は総同盟内において“窮地におこまれた”左派の起死回生のものであった。窮地にあることを論証する資料はないが、この“窮地”をテコにして、労働運動の統一合同への大きな流れにのった結果をみるのが妥当であろう。

総評結成をめぐる論戦は、新産別との間にかわされるが、組織内外の主導権をめぐる現実の動きは、たえず総同盟右派との間の対立を軸にしており、むしろ新産別、総同盟左派の連けいプレーが目立つ。これは組織構想を採択した第五回大会(50年11月)の分裂を機に、打倒対象を右派(刷新本部)におく“戦略図”(高野実稿、労働運動当面の戦略点と戦略図)となって表現される。もちろん、朝鮮戦争の進行、“準戦時体制下”という状況の変化はあるが、ここでは、右派・独立青年同盟の排撃をもって新産別の連けい、社会党左派強化の線が、総評内の主導権確立として平行進むのである。

後に清水慎三は「高野・細谷両氏のニュアンス」を「細谷氏の方は……組合運動自体の一進一退にはそれほど神経をつかっていないように感ぜられる。」と表現しているが、これを50年前後の時期にあてはめてみれば、産別という土俵の中での民主化運動と総同盟の民主化運動の差異として——活動環境と現実認識の差——現われており、これを契機とする組織路線の分岐が、総評結成をめぐる明確になるということになろうか。

高野・細谷のニュアンスの差とは以下の引用文の中での論評である。「しかしながら、民同左派の二つの象徴であったこの二人の対社会主義政党観は今でも質的な差異はない。又、政党観と政治的勘どころにおいて、近頃売り出した戦後型左派組

合幹部たちと比べて依然一頭地を抜くものがあることも否定できない。

選挙カンパニヤ政党にすぎない今の左派社会党を高い視野から見下ろしている点において、社会主義政党らしい組織に切りかえようとする意欲において共通点ははなはだ多い。

だが、左派社会党を素材として新しい党作りを進めてゆく順序やプログラムについては相当の隔たりがある。高野氏は総評を軸とし自らを最高の組織者として、日本の労働組合を企業組合から戦斗的にして階級的な組合に改造し、総評を一夜作りのバラック建から鉄筋コンクリート建てに作りかえることを第一義とし、この事業ができたとき、左派社会党も同時に日本の社会主義革命を担当する選ばれたる唯一の党になりうると考えているものようで、それ迄の段階の左派社会党など、総評政治部であろうが、社会党という名の議員グループであろうが、所詮第二義的なものだと感じているのではないかと思われる節がある。

これにたいして、細谷氏の方は、戦後の労働組合がボツダム組合として、労働階級の敵から蝶よ花よと可愛がられて育成されたシロモノであり、企業組合として成立したものだから、組合自身の内在的發展にすべての期待を託するわけにはゆかないと考えていられるようだ。

むしろ、社会主義革命を指導する行動的な社会主義政党を、選ばれたる少数の精鋭中核体を組織者として、下部の職場活動の中から広く根強く組織化してゆくことの方を第一義的なものと考えていられるかの如くであって、従って本格的な党作りのチャンスに期待をかけ、組合運動自体の一進一退にはそれほど神経をつかっていないように感ぜられる。」(清水慎三、「社会主義路線」、52年1月、p.59-60)

年6月第2回中央委員会以後のことである。ここで、左派は本部調査部試案「総同盟組織改革の構想」を提出、右派はこれを総同盟解体の企てであるとして激しく対立した。

組織改革—産別整理が、総同盟解体、総評への統一合同と直ちにつながるかどうかは、理屈の上で論争ではなかった。これは、組織の外にあって、新産別の解体をせまり、総評結成の主導権を握ろうとしたのであるから、それなりに組織内の争いをこえた地点での評価が問題となる。³⁾

改革の構想が、具体化するのには、産別整理という点に限定すれば、50年以前にさかのぼることができるであろうが、その独自性が表現されるのは総評結成の50年3月前後とみなければならぬ。⁴⁾

この時期「経済構造と労働組合組織——ドッジライン下の闘い組織」と「産業構造から見た労働組合組織再編成方針、本部調査部試案」この二つが、改革構想を明らかにしている。組織の骨組は、① 基本組織——全国統一体、全国的産業別組織、地域的合同労組、② 補助組織——府県連合会、企業連合体とするものであるが、その特色をなすものは、“経済構造”、“産業構造”にみあうという言葉に集約される現実認識である。それは、ドッジラインによる企業整備の結果、集中がすすみ、金融資本が制覇したという分析に要約されるが、これは「集中生産の度合が非常に強く現われて、一つの産業部

門をとってみれば、この五社なり十社なりを組織していなければ、その工業を左右するような斗争力を労働組合自身がもたない、こうゆうところにきている」(「統一戦線の展望と組織問題」高野実著作集 2巻, p.297) ということでもある。そして現実の組織的な状況は、資金・資材・補給金・労務物資の獲得単位——業種別・産業別組織の整理であるが、産別会議の大金属・大化学という組織方針がもちまかれて、混乱が拡大「この情勢が、大企業の組織をして、企業連合第一主義に走らしめる一原因となり、労働組合をして所属企業資本との運命協同体にならざるにさせる危険性を醸成しつつある。」(「総同盟組織改革の構想」) このような現実認識から、当然のように「大企業の労働者が十分、その使命を果し得る斗える産業組織」、「金融資本との対決を効果的に組織し得る全国組織」(「経済構造と労働組合組織」) という組織構想が導かれることになる。「全国的産業別組織——大企業の組織は必ず加入すべきである。中小企業は原則として加入しないが、産業別の地方合同労働組合を結成し、これを単位として加入する場合は

3) 「全国大会で総同盟の指導権を確立した高野実らの左派は、新産別との合同失敗、新単産連合を中心とした総評の結成など、あわただしい労働戦線の動きにたいして、全く自主性を欠き、第四回全国大会で『新単産連合などよく知らない』と否定的発言をした。高野総主事は、その後、G・H・Q労働課が総評の結成に熱意を示し、それが示唆されると、ただちに全労会議や新産別をみすてて、総評の結成に馬をのりかえるという変節ぶりをみせた。そして、ついに総評の結成に便乗するため、総同盟の解体を意図する『総同盟組織改革案』を打ちだし、反対派と決定的な対立を表面化することになった。」(総同盟年史 第三巻, p.640)

4) 産別整理が具体化するのには、産別会議の大金属再編の動きに対抗して、全国金属同盟が「業種別組織の強化を」うちだしてからのことであるが、それは総同盟対産別という争いから、総同盟内、特に全国金属をめぐる左右両派のつばぜりあいとなった。高野実を総主事に選出した総同盟第四回大会の直前、全国金属同盟の第三回大会(48年10月4日)がひらかれたが、この大会に関して、高野は次のようなメモを残している。「新たに出動したあと、右翼側とは対立を深め、左翼の全国連絡は、古賀専の全造船をきりすて、鉄鋼を中心に強まる。勝負は自ら八幡の動向」。総同盟史は、「総同盟第二回中央委員会で決定した『組織改革方針』(50年6月)は、高野実の構想によるもので、組織の現実をみない単なる観念論にすぎなかった。この構想から出発して、すでに全金同盟のなかでは、左派の手による鉄鋼連合会と、これに対立する造船連合会がつくられ、また化学同盟のなかでは、新しく合成化学の組織が業種別に分離されていったが、その背景には、左派と現実派による指導権争いがふくまれていたのであった。」(同 第三巻, p.645) としている。

自由である。」(前出「総同盟組織改革の構想」)ところで、この組織改革の構想は、ドッジラインの急速な展開の結果を受けてたつものといえるが、改革の課題としては「従業員組合型の清算」として従来から指摘されていたものと重なりあう。49年10月の第四回大会は、議案の中で「この組織問題は、戦後新労働組合が、多かれ少なかれ、職制を通じて、上からつくられた組織であるということにある、しかも、戦争によって、破壊された産業を回復するために、弱い労働組合運動が、生産復興の先陣に立たなければならなかったために、かえって労資の階級対立をあいまいにし、組合活動を墮落させる危険に直面したことにある。新労働組合法が厳しく専従者給与その他についての規定を明かにしたが、組合活動のあらゆる面におけるこの従業員組合型の悪弊を、ことごとく清算して、真の労働組合組織を、職場の末端から積みあげてい

くことは最も困難な、また最も緊急な事業である。」と定式化し、50年10月の第五回大会は「ユニオンショップを維持しつつ従業員組合型を克服するには如何にすべきか? . . . それは産業別組織と地域合同労働組合を強化して、職場単位の権限を漸進的に上位団体に委譲していくことである。」としめくくっている。

このような組織改革方針から、鉄鋼労連・合化労連等が生まれ、産業別組織の連合体としての総評が、形づくられていくのであるが、その経過の分析は、ここでは省略する。⁵⁾ ここでの問題は、組織改革の“思想”が生産斗争の系譜の中にあり、これは総評主導下の運動の中に生きつづけるということである。従業員組合型というのは“職制を通じて、上からつくられた組織である。”としても“破壊された産業を回復するために弱い労働組合運動が生産復興の先陣にたたなければならなかった”という経験と重

5) 経過の分析は、構想と現実とのずれをみることになるが、分析の対象は企業連合を補助組織として位置づけながら、単位組合と産業別組織の直結をめざした組織活動の結果に集約される。問題となるのは、G・H・Qが、総評結成のプロモーターとして、産別整理を指導していた時「セクト主義の強い企業連合会は廃止されるべきだ。」としていたことである。現実認識においては、これは総同盟組織構想のそれと一致するのであるが、そこからの実践的帰結に関しては、次のような労働省の反論がある。「しかし、現状としては一部認めざるを得ない実情にある。それは即ち、(1) 近時の既存全国組合の無力化(組合分裂等にもよる。)に伴い、労働者は企業連合組合という背水の陣にたてこもり、資本家攻勢に対抗している。——之が破壊されれば、組合無用論が抬頭する。(2) 資本主義経済に立脚する以上、大企業連合会の存在を無視することは考えられない。」(「全国組合組織問題——(一) G・H・Q労働課指導の全国組織、(二) 労働省の(一)に対する見解」より) “資本主義経済”、“金融資本”等の規定の中で、大企業連合会の存在は、あいまいなままに扱われていたが、“従業員型組合”の問題は、実践的には大企業組合とその企業別連合として意識されていた。この点では、「構想」が大企業中心であるとして、総同盟右派からの批判にさらされたことも、根拠のないことではなかった。ともあれ、総同盟五回大会(50年11月)分裂を機に総評2回大会に

むけて「構想」は一斉に現実化する。「(二) 総評の強化と統一政策の促進 第二回大会は六月上旬とさだめられた。そこで第五回大会の組織方針にしたがって、総評の新しい産業別「柱」を二月下旬までにぞくぞくと正式加入させ、こんどの全国大会は、これらの新しい産業別柱の指導によってリードする政策をとるべきである。(1) まず総同盟内において、すでに産業別整理のほとんど完成している都市交・全専売・全逓・〇〇は、二月下旬一斉に総評にむかって単独加入をおこなうこと。またわれわれの努力によって産業別統一がすすめられている合成化学・鉄鋼連合・化学一般・金属機械なども、相直携して単独加入をすすめるよう努力する。そればかりか、全港湾・全造船・全土建等を中心とする中立の産業別整理の促進をはかり、全日通・電産・その他のオブザーバーについても、六月大会までに正式加入さすよう努力する。(2) 総評の中央部機関の強化、規約の改正による地方総評の直結は特に重要である。そのために総同盟は、総評中央部に人材をうつし機関の強化をはかるとともに、地方総評と地方合同労働組合結成指導を、総評を前面におしだしてすすめなければならない。」(高野実稿「労働運動当面の戦略点と戦略図」より)

ここでは、後の総評内の主流・反主流の対立の見とり図が現われることに、注目せねばならないであろう。

なりあって、一産業部門を左右する力“その工業を左右するような斗争力”を維持する組織展望と結びつく。この“斗争力”は、経済復興を担った労働者階級の社会的力量を表現するものであって、単に企業・産業のレベルにとどまることなく“労働者案の実現”、“経済独立運動”等の言葉に表現される如く、政治的な力量を誇示するものとなるはずのものであった。この点では、従業員型組織“企業別組合論”を労働市場の型に結びつけた“宿命論”に対して、生産管理のための組織「工場委員会」を強調した大友福夫の主張と高野実の「経済復興」の強調は共通なものをもっているといつてさしつかえない。⁶⁾

ただ、この現実認識と展望のギャップは、受身から脱して主体形成にむかう契機を問題とすることになるが、この点では、組合組織弱点の克服を政治組織とその指導に求める大友の見解とは異なるものがあつた。⁷⁾ 単一化をめざし

6) 先に引用した清水慎三「社会主義路線」（昭和27年1月）の中に、次のような一節があるが、これに対しては高野実の強い反発がみられる。「かくして、戦後急ピッチで組織され、その社会的実力に消長ありとはいえず、ともかく、一応の存在を示している労働組合勢力も、下部の組織単位は、世界に例のない企業別組合であり、その成立過程にいたっては企業職制の裏がえしにすぎなかつたのである。もっとも、企業組合の産業別集団という戦後型産業別組織の形成がいとも容易であつた理由の背後には、敗戦直後の統制経済方式を大いに関係があつたことはあらそえず、公定価格の引上げや、補給金の獲得、復金融資の陳情等に、労資協力の斗争目標を秘めて労資の新婚旅行がいとも睦むく、（表面だけは賃金斗争という名目で）展開されたことも事実であつた。」（同、p. 29～31）これは先の第四回大会議案の表現と大差のないものであるが、これに対する高野実氏の書きこみは「社会的要求を実現した。」「生産のための必要、観念論はダメ」とあり、「生産復興の実践」を強調している。この反発は、当時の“大河内理論”——企業別組合論に対して、大友福夫が加えた反論に似ている。この点（大友、大河内の論点）に関しては、山本正之「戦後労働運動の思想——労働組合組織論を中心に——」（『戦後日本の思想対立』、講座 日本社会思想史 5 所収、芳賀書店刊、60年）に詳しい。

“金融資本との対決”を図る労働組合の全国組織が、強調されたのである。労働組合の政策、政治の領域が開拓されねばならなかつたのである。これは政治一般ではあり得ない、経済復興——生産斗争の視野の中にある政治である。以下、これを“経済自立”という戦後10年の政策思想の中で検討してみる。

7) 社会党綱領論争での清水私案の一節に“組織革命”の項がある。「アメリカの帝国主義支配は、日本の独占資本が国内においてゆるぎない力を持ち続けることをこいねがい、そのための援助を積極的に展開している。だから、日本資本主義との日常斗争が、その搾取構造のアキレス腱に迫る斗いに発展するならば、それは客観的に、内外独占資本の搾取構造との対決になる。それゆえ、アメリカの政策に直接端を発する労働者や農民の斗争はもちろんのこと、日本資本主義のよつて立つ支柱を掘り崩してゆく斗争、たとえば、低賃金、低米価によつて象徴される日本型搾取構造に対決し企業別の労務管理型賃金体系、賃金格差を否定して統一賃金要求を統一斗争によつて斗かう場合、あるいは企業別の職制支配に対し職場斗争職場交流を軸とする統一労働協約斗争、組合活動を封殺する悪法に対する民主主義擁護の斗争、さらに生産費をつぐなう米価を要求する農民の斗争、これらはすべて身近な日常斗争であり、そういう斗いとして戦列はしかれるが、党の角度から見れば、内外独占資本の搾取構造に迫るアキレス腱斗争として理解されねばならない。党はこれを選挙の得意先に対するサービス斗争にとどめてはならない。これらの斗争の内包する本質的な課題は、党と党の組織が積極的に取上げてゆく分野であり、党がこれを傍観し、組合やその他の日常斗争組織が直接併行して処理しようとするならば、組合という組織の本質上、無理をおかす危険が出てくる。政治偏向の非難さえ誘発させる。党が、このデリケートな戦術の使い分けを、積極的に処理する能力と習慣がつかならば、党は行動的な党として評価され、日本の組合運動は、戦斗的安定性を確保しうるのであろう。これは後に総評組織綱領草案前文（'58年発表、清水慎三、藤田若雄起草）に受けつがれる。「われわれは上から作られた企業別労働組合の弱さもろさをしみじみ体験する中から『幹部斗争から大衆斗争』への道を開拓し、職場を基礎とする統一行動の強化と、職場要求を掲げた職場斗争の展開を学びとつた。われわれは企業別労働組合というワクが日本資本主義の構造、わけてもその労働市場の性格と深い関連があるという学問的な問題提起を受けていた

が、大衆と大衆の中の活動家はその厚い壁に萎縮してしまふことなく、又それを構造的宿命として救いをただ議会の手に委ねてしまおうとしなかった。．．．．．三池炭鉱労働組合はその成果を更に前進させて『職場の主人公への道』を探求しはじめてさえている。もしその道が、産業別組織の手で守られ全炭鉱労働者の到達斗争と相まって、炭鉱労働者が強い連帯の中で生産の実力的担当者の地位を既成事実として作り上げることができるならば、企業別労務管理、企業別格差支配という基本的な搾取構造もまさしく地の底からゆさぶられるに違いない。さらにまた、『抵抗から職場の主人公』へのたたかひの中で築きあげられるであろう職場組織と活動家集団と各級機関の運営は、階級解放を生産点で支える社会主義への下部構造の日本の原型に成長しうるであろうことも否定し難い。』

(3) 全面講和—講和条約締結と経済自立—

先に引用した総同盟組織部の檄は、25年1月10日付になっているが、これは、1月15日の平和問題談話会声明と偶然に重なりあっていた。この談話会声明は、後の全面講和を要求する平和運動の基調ともなるものであるが、注目せねばならぬのは、声明の第一に“日本の経済的自立”をあげていたことである。

「日本の経済的自立は、日本がアジア諸国、特に中国との間に広汎、緊密、自由なる貿易関係を持つことを最も重要な条件とし、言うまでもなく、この条件は全面講和の確立を通じてのみ充たされるであろう。伝えられる如き単独講和は、日本と中国その他の諸国との関聯を切断する結果となり、自ら日本の経済を特定国家への依存及び隷属の地位に立たしめざるを得ない。経済的自立の喪失が延いて政治的自立の喪失の基礎となることは、論議を要せぬところであり、国民生活の低下は固より、また日本は自ら欲せずして平和への潜在的脅威となるであろう。われわれは、単独講和が約束するかに見える目前の利点よりも、日本の経済的独立を重しとするものである。」

経済自立という言葉は“経済の動向が政治を制す”という観念的論理解釈の枠組の一部をなすというにとどまらず、独立後の“平和国家

この二つの定式化の中に、総同盟左派の一生産斗争の系譜をみることができるのであるが、前者は社会党に対して、後者は総評に対して、昭和30年をはさんで、提起の対象が前後する。社会党＝総評ブロック形成と展開という現実を前提とすれば、その差異、政党と組合の差異は、あまり問題とはならないであろう。

しかし、総評を退いた高野氏は、この“組織構想”には冷淡であった。その冷淡さは、“組織構想”が社会党＝総評ブロック形成と密接な関連をもっていたことを論証するようなものといつてよい。自らの生みだした結果に対応し、それを処理しようとした時、古典的な組織論——前衛と大衆の組織——に依拠せざるを得なかったのである。そしてこの原則的な組織論からすれば“組織構想”は“組合主義”として排斥されてしまう。

建設”という国民的な目標・将来選択として“戦後改革”の成果を守ることともつながっていた。そして、経済自立は、民主的改革の合理性を裏打ちするものであったのである。

21年3月に発表された「日本経済再建の基本問題」（外務省調査局、特別調査委員会報告）は、「経済民主化と技術の高度化」を方策の第一としているが、それは、「経済民主化」を過剰人口の重圧下にあった戦前の経済社会の変革と規定し、過剰人口の吸収「工業化」に方策の重点をおき、海外への進出にかかわって「国内市場の開拓」を第二に挙げていた。「基本問題」は、傾斜生産方式の採用から23年の「経済復興計画」の設計へとひきつがれていくが、注目されるのは、政治的な意味内容である。というのは、その前文は「外交基底トシテ日本経済ノ基本的把握」を目的とするとうたっており、国民経済の再建と賠償問題の関係を意識し、「戦争の潜在能力の破壊」という占領目的との接合・合意の一線をさぐりだそうとしていたからである。この点では、22年1月、極東委員会の「日本国民の生活水準に関する政策決定」（日本国民の平和的必要生活水準を1930—34年間の平均とした。）として成果は現われる。“経済自立”とは占領下外交の基調をなすものであつ

て、23年の「経済復興計画」は“経済安定に必要な外国援助を要請するためにも”としていた。ただし、これは、外交問題にとどまらなかった。賠償問題に対して、“平和国家の建設を他に説得し得る立場にあったのは被抑圧者である”として、財閥解体—集中排除法等ともからんで、これを自らの問題とした——労働運動があったからである。総同盟の主張に一貫したこの立場がみられる。“民主改革の主体”として“経済自立”を展望する——それは当然のことであったが、支配者と被支配者の双方が、互いに了解しあう“政策の枠組”ともなった。占領政策の一つに「日本経済の自立」をあげるのは、占領軍側からすれば、これを一義的に決定済みのものとするわけにはいかなかった。——それは第二次大戦後の世界政策の変化そのものを分析の前提とするが、可変的なものといえる。——しかし、占領軍の強制いかんにかかわらず労働運動は“経済的自立”を占領政策の自明の理としていた。これは、マーシャル・プランから、日本経済自立にむけてのアメリカの世界政策の変化に応じてより積極的となる。例えば48年7月、マッカーサー書簡（公務員の争議権はく奪）を「日本経済自立のために必要な緊急措置」と総同盟は解釈していた。

当面する占領政策の変更は、根本的な変更なのか、それともこの幅のひろい書簡の文句からも受取れるよう、に過去一年有余の間の全官公労組の活動に対する経験と危険から生まれた一時的な対策としての戦術的変更と解すべきであるのか……いま、アメリカ勢力が日本に対して当然問題としなければならないのは莫大な日本援助費であろう。こうゆうものを今後いつまでも続けなければならないとすれば、アメリカ国民にとってまことに過重な負担である。そこで日本経済の不安、消耗戦を敢行する勢力にさまたげられている日本労働運動をこのままにしてよいのか……従って問題は、ポツダム宣言の指示する方向をすすめるための民主勢力を弱め破壊することではなくて、当面の占領目的としての「日本経済の自立」のための必要な緊急措置としての指令といえることができる。（マ書簡についての正しい理解と緊急対策、高野実著作集 2巻、p.20, 48年8月2日）

49年6月の「労働」の主張は「国民経済の根本的利益の為に」と題して、「われわれは、いま被占領国民としての特異な地位に立っている。民主的な進歩的な方向を育成してきた占領政策を、いよいよ進歩的な民主的なものたらしめるものは、わが労働階級が、その実力行使をつうじて、いかによく国民経済を近代的な、生産的なものたらしめているかにかまっている。資本の害悪に対抗して、民主的立憲的にたたかっていくかにかまっているのだ。」この主張は、運動内部の主導権争いともむすんで“労組法改正”をめぐるでも先の“マ書簡”の解釈と同様にくりかえされた。改革の実をまもるものと、これをあやふくするものと、運動の内部にあっての敵と味方を区別する排他的な論理と化するのである。これはすでに自己了解の域をはみだしているが、解釈の域内では占領軍といえども、その枠をふみはずすことのできぬものとしての意味内容をもつにいたった。24年末、公労法に基く仲裁々定に関して「政府拒否せば重大決意せよ」と以下のように占領軍の動向をみまもっていた。

「政府はすでに公務員の給与の改訂が必要だと考えてきた。人事院もまた各方面との折衝の結果、新ペースを発表した。そして、ドッジ公使もまた、われわれとの会見においては、ヒロポン患者に例をとって、なおりぎわに今一本のヒロポンを注射することが必要であってそういう意味で、給与ペースの改訂を考慮しているといったのだ、またニューヨークタイムズの総同盟大会の批判の記事（社会新聞12月5日付）によれば、その末尾において、民主労組の躍進は労働条件の改善の点で成功しないならば、あらゆる反動勢力に反撥をくうというので、最高の占領指導部は、このことを目下熟慮しているところだと伝えている。」（「労働」、49年12月9日）

このように運動の枠組をおっていく時、その内部での運動は、単に経済的領域の中にあるというだけではなく、それを大きくつきやぶって、生産斗争が“経済自立”を背後に経済独立運動とむすびついたとしても、或は、経済独立運動が、経済的合理性の領域から飛躍して、戦

後改革の実を防衛せんと平和運動に合流しようとしても、それらは、当然の成りゆきといわねばならないのである。労働運動の領域は、“経済的自立”の意味内容の変化とともにそこに“合法的な領域”、“改革の舞台”を設定することになったのである。

先の「日本経済再建の基本問題」（46年）から、平和問題懇談会（50年）にいたる有沢広己を中心とする経済政策の提言は、他方での経済復興運動、生産斗争とあいまって戦後改革の“合法的領域”——経済自立——の外枠を表現するものであった。そして、これは経済政策の領域からはなれて、国民的規模での民族自立と抵抗のシンボルとなる。雑誌「世界」での有沢広己の連作「戦後恐慌と日本資本主義」（50年3月）、「再軍備の経済学」（52年6月）、「日本における平和政策の経済的基礎」（53年6月）、「日本経済自立に関する構想」（54年）これらは、その現実認識・予測・論理構成を超えて、国民運動——全面講和を求める——の上に影響力をふるった。⁸⁾

53年、高野指導下の総評は平和経済国民会議を開催「戦争経済政策のきりかえの要求」、「平和経済の闘いの柱」を提起するが、これは、総評発足以来の政治的高揚を総括し、以後の展望を拓こうとするものであった。平和経済国民会議に至る総評の軌跡をおえば、51年、総評二回大会、平和四原則採択、平和推進国民会議発足。52年、賃金綱領発表、破防法反対労働対スト。53年、総選挙左派社会党躍進と、総評＝社会党ブロックを中心に、政治的な高揚が渦をまき、独立後の解放感があふれている。——共産党の

軍事綱領の実践と内部抗争から生まれる非壮感とは対照的なものである。民同勢力が、共産党と占領軍をぬきにして、はじめての“階級戦”を闘ったのであって、ここでは、経済復興、生産斗争以来の運動の担い手とその力量がためされたのである。この力を要約したスローガンは、他でもない賃金綱領の「戦前水準2万5千円平均即時回復」であった。⁹⁾ 経済復興会議、経済再建中央会議の系譜の上に、平和経済国民会議はあった。平和運動の中で、この系譜は生きつづけたのである。平和四原則——賃金綱領

9) 賃金綱領は、労働戦線統一のテコとしての「いかなる労働者にも最低八千円を保障せよ」のスローガンに評価の重点がおかれてきた。それは、産別会議の流れの中にあった賃金斗争の系譜が、産業防衛斗争による中断を経て、総評の中によみがえったものとして賃金綱領をとらえ、総評の左旋回を説明しようとするにもつながる。これを裏付けるのは、永野順造が、綱領の起草者であり、産別の系譜につながる人であるということから、又、社会党内の綱領論争とむすびつけられ、平和勢力論、謂る“容共派”と賃金綱領の占領下日本の規定とつながることから、当然のこととされる。これらの事実を否定することが、この論稿の主題ではない。この賃金綱領でさえ、平和経済国民会議の開催に、“戦争経済に反対する平和経済の構想”につながり、大きくは、先の平和問題懇談会の論理の枠内にあったことを強調したいのである。そして、運動の流れを総同盟＝総評の中にとらえれば、賃金綱領の“戦前水準の即時回復”というスローガンこそ重視されねばならぬということになる。この点では、賃金綱領＝平和経済国民会議を否定する次の主張は、事実として賃金綱領が産別・共産党の流れの中になかったことを逆の面から論証している。「総評の『賃金綱領』は、すでにのべたように、戦後賃金論争および賃金斗争のうえに、すなわち理論と実践の両面に、画期的意義をもち画期的なえいきようをあたえたものであるが、しかしその『いかなる労働者にも最低八千円』という最低賃金制の斗争は、その後のいわゆる平和経済運動のなかでしだいに背後におしやられ、ついには指導部によって放棄されてしまった。このため『賃金綱領』の発表を契機にしてもえ上がった最低賃金論争も、しだいに下火となり、ついには総評が『当面する賃金斗争の行動綱領草案』を発表するまでは、あとをたってしまったのである。」（山本正之、「戦後日本賃金論争史」、青木書店刊、69年刊、p.104）

8) 50年の平和問題懇談会の前と後とでは、単純化すれば、合法領域の枠をさへる権力とその強制力の性格が変化する。しかし、その領域の存在を権力といえども左右し得なかったのは、G・H・Qといえどもこれを支える一つの力でしかなかったことの証拠であろう。ただし、この力の変化に敏感に反応したのが、高野実であったこと、又、領域の存在の一貫性に政策の根拠を求めようとしたのも高野実であった。

——労斗スト——平和経済国民会議、この政策ラインが、国民運動の中心としての総評の役割をきめたが、それは、独立以前に設定された舞台の上での出来事である。“経済復興は人民の手で”このスローガンの歴史的な意味内容がここであきらかになる。このスローガンは、戦後政治の骨組とそれを支える主体をつくりだした。だから、総評の平和四原則以来の政策ライン——高野総評——は、その“経済主義的”解釈も、“政治主義的”解釈も、これを拒むことになるのである。

まず、前者は、次のような平和経済国民会議の結末に示される。54年1月、各地評究「平和経済国民会議の今後の活動に 関 しての緊急要請」に次のような活動指針がある。

「御承知の通り政府は、29年度予算で失業対策事業費、社会事業費を大巾に削りました。それに対して失業者、結核患者のデモや陳情は相つづき、全国23万人の民生委員の社会事業予算削減反対の署名運動、全国知事会の失業対策費削減反対運動、また1月11日には全国社会福祉協議会の保育所に対する補助削減反対を中心とする大会が開かれ、さらに保健所の医師たちの運動ももりあがろうとしています。一方中小企業は2、3月に金融上の危機が予想せられ、金融、税金などの問題で、各地でいろいろの運動が展開されようとしています。事業税反対、織物消費税反対の運動は猛烈になってきました。また電気料や運賃値上反対の声もたかい現状です。

これらの各運動は、いずれも今のMSA軍事予算に対する反対の国民的な運動です。労働組合の賃上げ、首切り反対の斗争はこういう国民の運動の中で守られ、援助されてこそ勝ち抜くことができます。

第二回国民会議は、

(イ) 各委員会、各地方の一カ月の活動の報告と、その中に経験せられた成果と欠陥を明らかにし、次の発展を計ること。

(ロ) 2月～3月にかけて頂点に達する通常国会への「予算要求」を明らかにすること。

この結末は、経済復興運動の系譜をうけつぎ一圧力団体としての行動様式を指針とするものといつてよいが、これは、復興運動の“政治的性格”を見失った結果の産物である。国民運動の指針でもなければ、個別的利害を守りぬく方

針でもなかった。結局、社会党内部の主導権争いに利用されて終る。¹⁰⁾

次いで“高野総評”の否定にみられる“政治主義的解釈”をみよう。次の引用は、合化労連臨時大会(54年3月5日)の議案の中からであるが、高野に対する太田薫の主張である。

「われわれは平和斗争を進めるにあたって、総評指導部が昨年の総評大会以後とってきたやり方について若干の批判と意見をもっている。総評指導部は平和経済国民会議、産業防衛会議、水害救援などさまざまなカンパを矢つぎばやに打ち出した。このようなカンパによって広範な大衆動員の場をつくりあげる方向を否定するものではない。しかし、そのようなカンパを相次いで打ち出す反面、労働者の前進にとって重要な日産自動車、三井鉱山の首切り反対斗争に対しては十分な支援が行なわれなかった。このことは、労働運動の統一舞台としての総評のあり方としては十分批判しなければならない。われわれは総評が労働者の基本的な斗争を軸とし、共斗を強め、一般市民へと斗いを広げてゆくことを望むものである。このような地道な斗い方を基礎とせずして、みずから組織の力以上の、また組織自体の限界を越えたカンパを強行するとき、敵の挑発に乗せられることを忘れてはならない。また総評の指導部は、われわれ労働者が階級的に自覚し、その意識が非常に高まっているとみている。もちろん、労働者の大多数は実質賃金の切下げで抵抗を強めているが、全体的にみてその斗争力が高まったとはいえない。分裂の危機が深まっていることはその現われである。また大多数の労働者が政治的・階級的にめざめているならば、階級政党はもっと強化されているはずである。階級政党が弱体であって、労働者が階級的に強いということはまったくの矛盾である。したがって、こういう矛盾を十分見きわめずに、総評が中心となって政治的カンパを強行することは非常なあやまりではないであろうか。いかに政党が弱体でも、あくまで階級斗争を強化し、それを中心に押し進めての運動を進めるべきである。」

これは、単産幹部の批判としては一理あるものとはいえ、戦後の一大勢力として保守と対決した総評＝社会党を率いる論理ではない。当時の高野批判と同様、産別＝共産党の影を見るだけであって、分散する諸勢力のよりどころとして、国民的な圧力のいっさいが、総評という舞台めがけて集中し、その組織のわくをはずす勢

いであったことをみようとほしないのである。それは、総評を分裂させる組織的な危機をたえず生み出したのであろうが、これを糧として戦後民主主義は定着し、戦後改革は、その過程の後半を完成していくのである。それ故に、高野批判によって登場する総評指導部は、自ら

が加えた批判を他からつきつけられることとなるのである。この総評の“政治的性格”に関しては、その“指導”の如何にかかわらず継続した。戦後改革の一段落を告げる「安保」斗争がその画期となる。

10) 「翌54年早々に、総評は『MSAの労働運動』なる新方針をうちだし、高野の指導下にMSA予算にたいする組替案をつくろうとするところまでですすんだ。このことは、和田を一そうしげきした。この1月の第12回党大会で左社書記長に就任したばかりの和田は、『労働組合が予算案をいじることは、政党の領域をおかすことだ』と非難した。結局、総評による組替案作成は中止された。しかしその直後においても、高野は『総評』54年2月5日付の主張で、総評が予算組替案をつくっても『労働組合本来の任務職分をはずれ、政党の領域をおかすものではない』と反論し、『労組のインシアで予算案にたいする国民各層の要求を討議し、国会につきつけよう』とうったえた。あきらかにイタリア労働総同盟の労働プランの構想の影響をうけたこの平和経済プランは、当時のMSA援助に幻惑されて、独占資本の復活強化をみおとすという欠陥をもっていた。しかし、各階層の要求を統一し労働者階級を中心とする大衆斗争で予算組替えをせまり、院内外呼応してMSA体制を粉碎しようとするこの方針は、当時の経済情勢や国民大衆の生活からみても、有効適切なものであった。だが、高野の容共統一戦線の傾向に疑問と反感をもち、院内斗争重視の立場にたつ和田書記長は、総評のこの画期的方針に水をさしたのである。」(『日本社会党史』、小山弘建・清水慎三編、芳賀書店刊、65年、p.116)

この評価は、平和経済国民会議に対する肯定的なものといつてよい。(他に、笹田繁「日本社会党史」、三一書房、60年刊が同様な評価をして

いる。)それは、次の見解と全く対照的である。「しかし26年末の新綱領実践のための全国組織会議から、総評なだれ込み戦術の採用となった。それから27年6月産別全金属中央委の『日常斗争と地域共闘を基礎とする総評加盟』を経て、同年10月第四回大会の『全労働組合を総評に産別別に統一する』の方針に、共産党の対総評転換の跡をみることができた。しかし、この間、総評は、高野実の指導によってとりからあひるに変じたのであった。共産党の総評対策転換は、中立左派諸組合によって結ばれていた賃金共闘系の全自動車その他の総評同盟を容易にした。また共産党の総評くい込みをさらに容易にしたものは、28年を通じて浮ばりされた総評の『平和経済プラン樹立のための経済専門家会議』にはじまる平和経済国民会議の運動と、急にもえ上った軍事基地反対斗争であった。前者は左翼系の専門家、学者を中心として『平和経済の闘いの構想』をねって行き、ために総評の全組織にわたって第一線の活動家たちに、マルクス主義経済理論の効果的な啓蒙となつていった。後者は激情的な大衆斗争を誘発して、いわゆる統一行動の推進となつていった。」(細谷松太、「日本の労働組合運動」、p.138、社会思想研究会出版部、58年刊)

いずれにせよ従来の解釈は、平和経済国民会議に結集した“左翼系(講座派)の専門家・学者”に注目するだけであって、そこにプロモーター高野の戦後一貫した政策と、その舞台をみようとほしていない。ここでも、前出の賃金綱領の性格、その解釈と同様な問題がふくまれている。